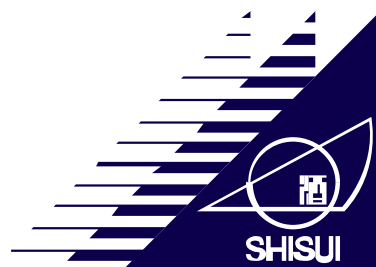


平成 2 9 年 度

税 務 概 要



千葉県印旛郡酒々井町

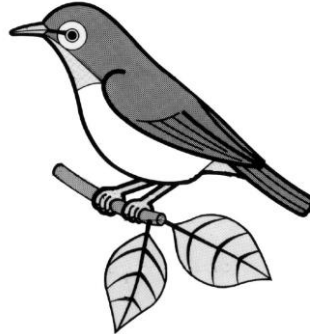
町 民 憲 章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

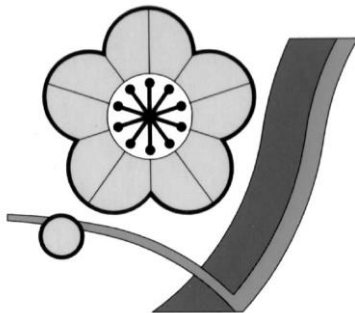
わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史を大切にし、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

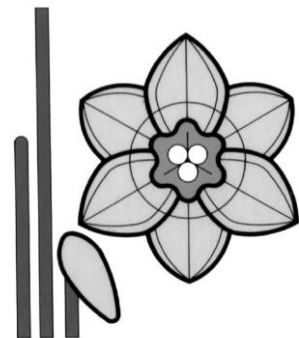
昭和 49 年 11 月 3 日制定



町の鳥「メジロ」
(平成 6 年制定)



町の木「梅」
(昭和 45 年制定)



町の花「水仙」
(平成元年制定)

I 酒々井町の概説

1	町の沿革等	1
2	人口等の推移	2
3	歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）	2
4	平成28年度一般会計歳入歳出決算	4
5	平成29年度一般会計当初予算	6
6	酒々井町行政組織図	8

II 町税等の概況

1	租税体系図	9
2	税務事務概要	10
3	税目別決算額の推移（一般会計）	12
4	平成28年度町税決算状況（一般会計）	14
5	町税税率の経緯	16

III 税目別概況**(1) 町民税**

1	町民税のあらまし	25
2	個人町民税納税義務者及び町民税額の推移	33
3	個人町民税所得者区分別課税額の推移	34
4	個人町民税所得者区分別納税義務者の推移	35
5	個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移	36
6	個人町民税の所得控除額の推移	37
7	平成29年度個人町民税の納税義務者等に関する調	38
8	個人町民税負担額の推移	39
9	平成29年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況	40
10	法人町民税調定額（現年課税分）の推移	41
11	平成28年度法人町民税月別調定額（現年課税分）	41
12	法人の設立状況	42

(2) 固定資産税・都市計画税

1	固定資産税のあらまし	43
2	都市計画税のあらまし	45
3	納税義務者数（現年課税分）の推移	48
4	土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移	48
5	調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移	49
6	土地の概要に関する調	50
7	宅地に関する調（法定免税点以上）	52

8	家屋の概要に関する調	53
9	家屋の増減状況（現年課税分）の推移	54
10	都市計画税に関する調（法定免税点以上）	55
11	償却資産の価格等に関する調	56
12	国有資産等所在市町村交付金の状況	57
13	固定資産基準地等価格一覧表	58

(3) 軽自動車税

1	軽自動車税のあらまし	59
2	軽自動車税に関する調（定期分）	60

(4) 町たばこ税

1	町たばこ税のあらまし	63
2	町たばこ税の推移	64

(5) 国民健康保険税

1	国民健康保険税のあらまし	65
2	国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移	66
3	国民健康保険税決算額の推移	68
4	平成28年度国民健康保険税の決算状況	68
5	国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移	70

IV 徴 収

1	町税口座振替状況調	71
2	町税口座振替納付状況調	71
3	督促状発送状況の推移	72
4	不納欠損額の推移	73
5	滞納繰越収納状況の推移	74
6	平成29年度納期一覧表	76

V そ の 他

1	税務証明書等の取扱件数	77
2	町税徴収経費の推移（一般会計）	78

I 酒々井町の概説

1. 町の沿革等

1. 位置

町は、千葉県北部、北総台地のほぼ中央部にあり、都心から約 50 km、成田国際空港から西に約 10 km に位置します。北東は国際空港と門前町の「成田市」や「富里市」と、南西は歴史と文化の城下町「佐倉市」や「八街市」と隣接し、また、北西では印旛沼を介して「印西市」に接しており、極めて温暖な気候に恵まれています。

方位	東経	方位	北緯
極東	140度18分	極南	35度42分
極西	140度14分	極北	35度45分

2. 交通

(鉄道) JR成田線酒々井駅、JR総武本線南酒々井駅、京成電鉄京成酒々井駅・京成宗吾参道駅の3線4駅があり、都心や千葉市、成田国際空港等と結ばれています。

(道路) 酒々井インターチェンジ・国道51号・296号や、主要地方道成東酒々井線・富里酒々井線・県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市及び東京方面を結んでいます。

3. 沿革

町は、中世室町時代に下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城を築城し、以後約100年にわたり、政治、経済の中心として栄えました。その後、江戸時代には成田参詣の宿場町としてにぎわい、明治22年の町村制の施行で近隣16か町村が合併し、戸数720戸、人口3,644人の酒々井町が誕生しました。

以来、着実な歩みを続け、昭和50年代には、大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口2万人を超える町へと発展しました。

4. 土地利用

町は、東西4.2 km、南北6.2 km、面積19.01 km²です。首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めています。

5. 町名の由来 (酒の井の伝説)

年老いた父親とその孝行息子の話。ある日、酒が何よりの楽しみの父親に酒を買って帰るお金がなく、途方にくれて歩いていると酒の香りのする井戸を見つけるといふ、所謂「養老伝説」が町名の由来であり、今も酒の井戸のあったと言われる場所には「酒の井」の碑が残されています。また、町内には有名な酒蔵もあり、酒造りにも適した豊かで良質な水が町の自慢でもあります。

2. 人口等の推移

区 分		24		25	
		人数（人）	前年比（%）	人数（人）	前年比（%）
人 口	男	10,695	99.5	10,734	100.4
	女	10,494	99.3	10,661	101.6
	計	21,189	99.4	21,395	101.0
世 帯 数		9,055	99.9	9,244	102.1
一世帯当たりの人口		2.34	99.5	2.31	98.9
人口密度（k㎡あたり）		1,114.0	99.4	1,124.9	101.0

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

3. 歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）

区 分		年度	
		24	25
一 般 会 計 （円）	歳 入	6,611,728,360	6,417,021,751
	歳 出	6,054,859,990	6,010,178,833
町 税 総 額 （ 円 ）		2,509,491,160	2,582,459,844
町 税 総 額 / 歳 入 総 額 （ % ）		41.4	40.2
町 税 負 担 額 （円）	一人当たり	119,306	120,704
	一世帯当たり	283,016	279,366
歳 出 額 （円）	一人当たり	270,246	280,915
	一世帯当たり	641,074	650,171

26		27		28		29	
人数（人）	前年比（%）	人数（人）	前年比（%）	人数（人）	前年比（%）		前年比（%）
10,750	100.1	10,657	99.1	10,613	99.6	10,534	99.3
10,703	100.4	10,691	99.9	10,643	99.6	10,586	99.5
21,453	100.3	21,348	99.5	21,256	99.6	21,120	99.4
9,445	102.2	9,493	100.5	9,585	101.0	9,630	100.5
2.27	98.1	2.25	99.0	2.22	98.6	2.19	98.9
1,127.9	100.3	1,123.0	99.6	1,118.1	99.6	1,110.4	99.3

26	27	28	29
6,474,330,503	6,862,634,637	6,696,979,351	6,399,678,000
5,922,923,955	6,222,864,331	6,116,628,491	6,399,678,000
2,800,052,058	2,861,537,878	2,955,731,364	2,793,704,000
43.2	41.7	44.1	43.7
130,520	134,042	139,054	132,278
296,459	301,437	308,371	290,104
276,088	291,496	287,760	303,015
627,096	655,521	638,146	664,556

資料：歳入歳出決算書（平成29年度は当初予算）

4. 平成28年度一般会計歳入歳出決算

(単位：千円・%)

歳入			歳出		
款別	決算額	構成比	款別	決算額	構成比
町税	2,955,731	44.1	議会費	119,436	2.0
地方譲与税	61,325	0.9	総務費	1,059,473	17.3
利子割交付金	2,492	0.0	民生費	1,741,800	28.5
配当割交付金	10,930	0.2	衛生費	494,557	8.1
株式等譲渡所得割交付金	8,055	0.1	農林水産業費	159,142	2.6
地方消費税交付金	314,037	4.7	商工費	134,594	2.2
自動車取得税交付金	16,394	0.2	土木費	615,547	10.1
地方特例交付金	10,794	0.2	消防費	444,203	7.2
地方交付税	893,845	13.3	教育費	953,605	15.6
交通安全対策特別交付金	3,255	0.0	公債費	394,271	6.4
分担金及び負担金	58,867	0.9			
使用料及び手数料	44,335	0.7			
国庫支出金	695,376	10.4			
県支出金	335,111	5.0			
財産収入	7,061	0.1			
寄附金	277	0.0			
繰入金	486,219	7.3			
繰越金	164,568	2.5			
諸収入	162,607	2.4			
町債	465,700	7.0			
歳入合計	6,696,979	100.0	歳出合計	6,116,628	100.0

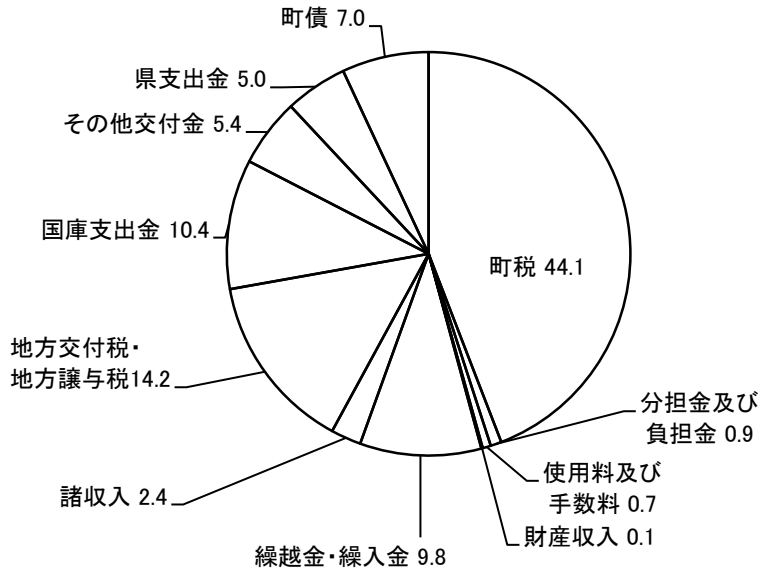
○ 町税の税目別歳入決算

(単位：千円・%)

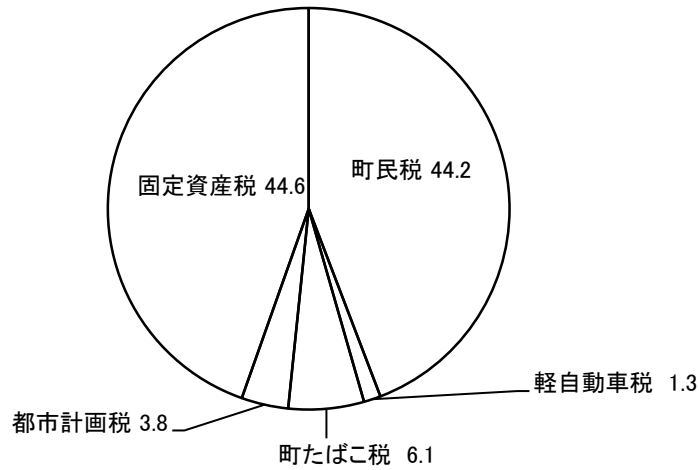
項目	決算額	構成比	項目	決算額	構成比
町民税	1,306,184	44.2	町たばこ税	179,632	6.1
固定資産税	1,318,018	44.6	都市計画税	111,598	3.8
軽自動車税	40,299	1.3	町税歳入合計	2,955,731	100.0

図表（平成28年度一般会計歳入歳出決算額）

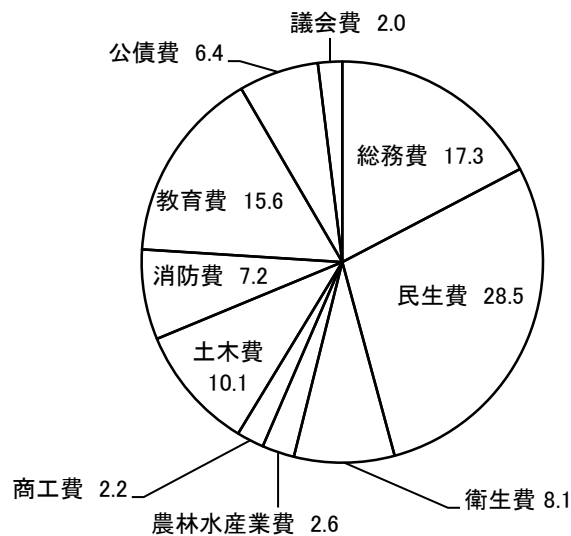
1. 歳入の構成比（%）（総額 6,696,979 千円）（自主財源 57.9 % 依存財源 42.1 %）



2. 町税の構成比（%）（総額 2,955,731 千円）



3. 歳出の構成比（%）（総額 6,116,628 千円）



5. 平成29年度一般会計当初予算

(単位：千円・%)

歳入			歳出		
款別	予算額	構成比	款別	予算額	構成比
町税	2,793,704	43.7	議会費	121,124	1.9
地方譲与税	64,000	1.0	総務費	941,242	14.7
利子割交付金	2,830	0.0	民生費	1,846,882	28.9
配当割交付金	17,000	0.3	衛生費	521,907	8.1
株式等譲渡所得割交付金	16,000	0.3	農林水産業費	155,163	2.4
地方消費税交付金	309,000	4.8	商工費	131,815	2.1
自動車取得税交付金	18,000	0.3	土木費	771,768	12.0
地方特例交付金	11,500	0.2	消防費	472,289	7.4
地方交付税	780,200	12.2	教育費	1,003,275	15.7
交通安全対策特別交付金	3,260	0.1	公債費	424,213	6.6
分担金及び負担金	62,242	1.0	予備費	10,000	0.2
使用料及び手数料	45,303	0.7			
国庫支出金	639,008	10.0			
県支出金	355,286	5.5			
財産収入	6,901	0.1			
寄附金	12,002	0.2			
繰入金	505,222	7.9			
繰越金	30,000	0.4			
諸収入	130,420	2.0			
町債	597,800	9.3			
歳入合計	6,399,678	100.0	歳出合計	6,399,678	100.0

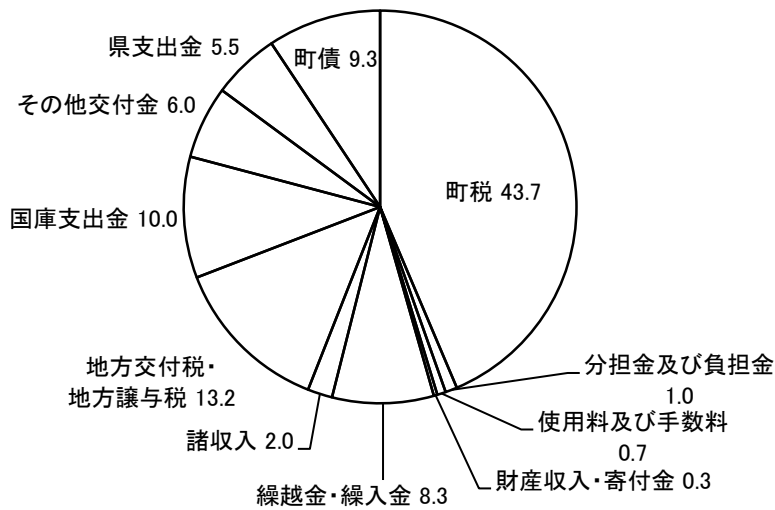
○ 町税の税目別歳入当初予算

(単位：千円・%)

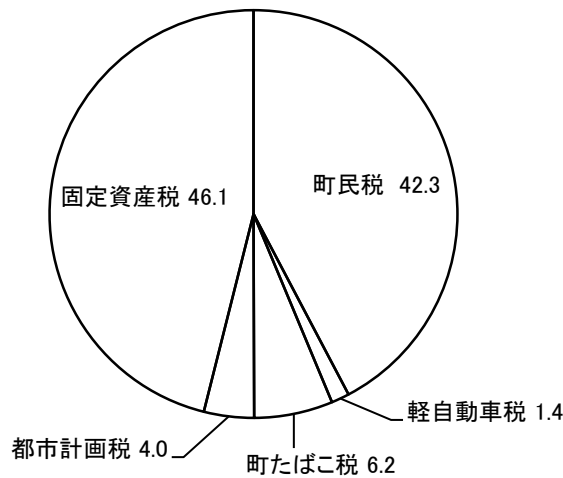
項目	予算額	構成比	項目	予算額	構成比
町民税	1,181,322	42.3	町たばこ税	174,205	6.2
固定資産税	1,287,275	46.1	都市計画税	110,975	4.0
軽自動車税	39,927	1.4	町税歳入合計	2,793,704	100.0

図表（平成29年度一般会計歳入歳出当初予算額）

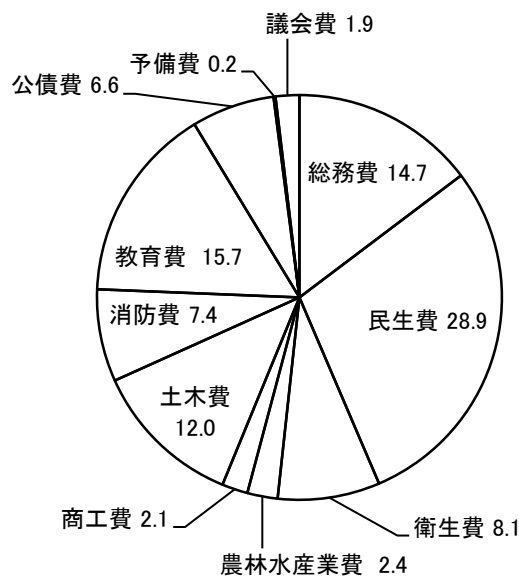
1. 歳入の構成比（%）（総額 6,399,678 千円）（自主財源 56.0 % 依存財源 44.0 %）



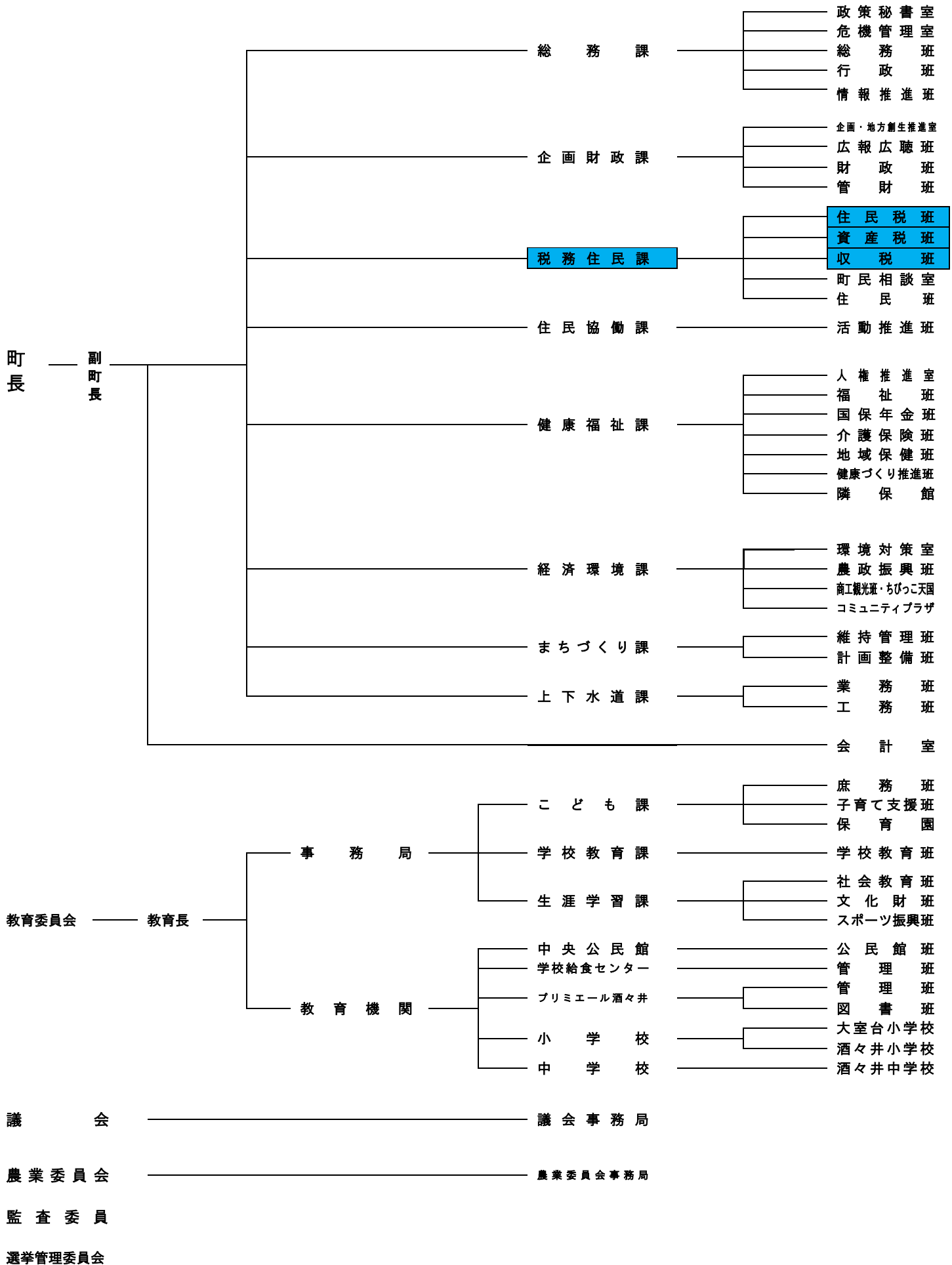
2. 町税の構成比（%）（総額 2,793,704 千円）



3. 歳出の構成比（%）（総額 6,399,678 千円）



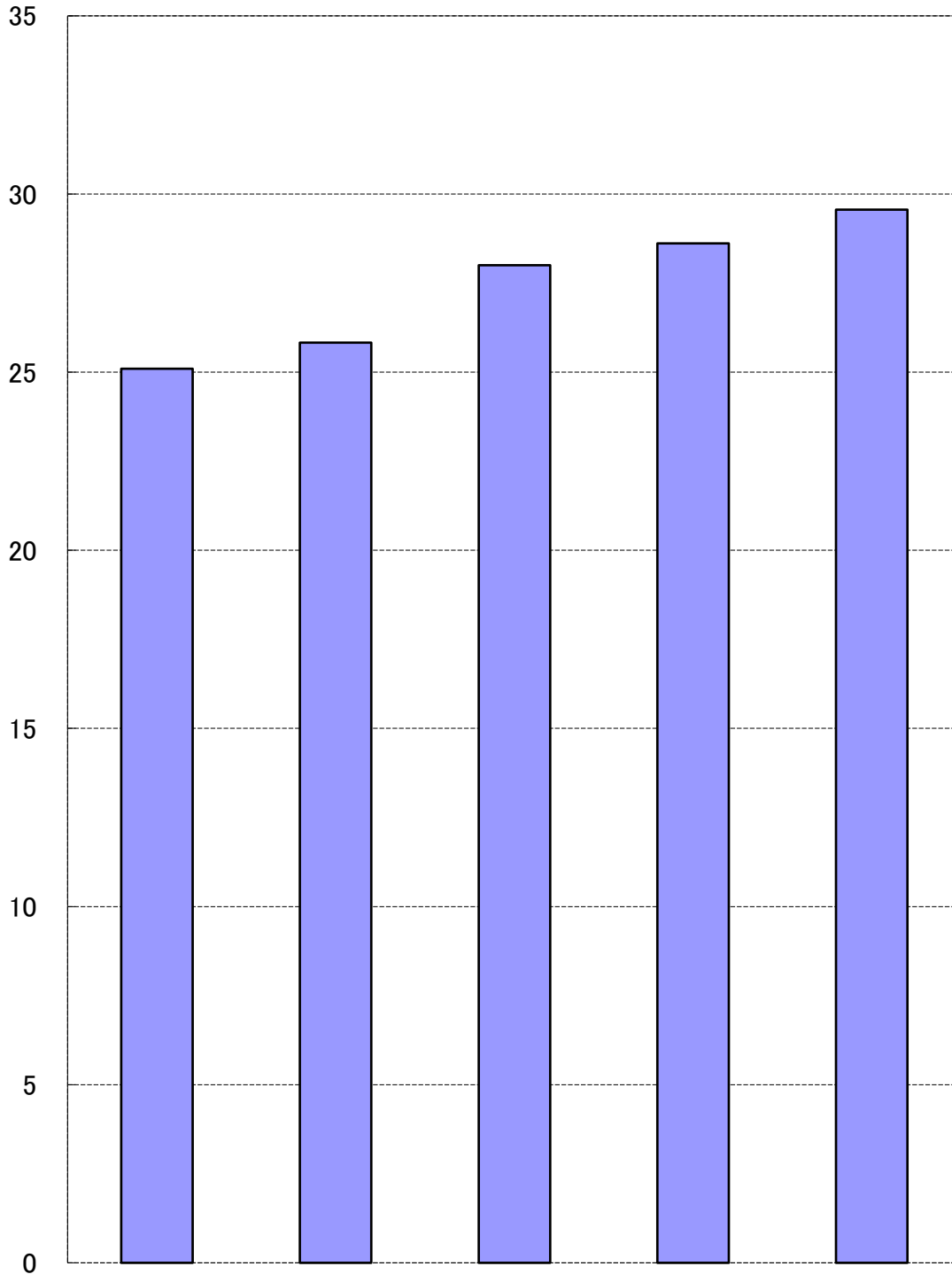
6. 酒々井町行政組織図



Ⅱ 町税等の概況

(一般会計町税総額の推移)

単位：億円



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算額	2,509,491	2,582,460	2,800,052	2,861,538	2,955,731

(単位：千円)

2. 税務事務概要

税関係の委員会等

1. 酒々井町固定資産評価審査委員会（定数3名）

職名	氏名	住所	任期
委員長	齋藤 照一	下岩橋99	平成26年12月22日～平成29年12月21日
職務代理者	鶴岡 嘉廣	酒々井1692	平成26年12月22日～平成29年12月21日
委員	星野 建一郎	中央台3-3-1 6-302	平成26年12月22日～平成29年12月21日

税務住民課（税務）事務分掌

住民税班	1. 町民税の申告及び賦課に関する事
	2. 軽自動車税の賦課に関する事
	3. 町たばこ税の賦課に関する事
	4. 国民健康保険税の賦課に関する事
	5. 法人町民税に関する事
	6. 国税及び県税に関する事
資産税班	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事
	2. 固定資産の実地調査及び評価に関する事
	3. 国有資産等所在市町村交付金に関する事
	4. 公簿の閲覧及び固定資産の証明に関する事
収税班	1. 町税の徴収に関する事
	2. 納税督促・催告に関する事
	3. 滞納処分に関する事
	4. 納税口座振替に関する事
	5. 収納委託及び受託に関する事
	6. 納税思想の普及に関する事
	7. 納税の証明に関する事
	8. 固定資産評価審査委員会に関する事
	9. 千葉県滞納整理推進機構に関する事

■ 職員数等（各年度4月1日現在）

年度	班 名	職 名							計
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	
25		1							1
	住民税班			2	1	1	1		5
	資産税班		1		2		1		4
	収 税 班			1		2			3
	計	1	1	3	3	3	2	0	13
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
26		1							1
	住民税班		1	1		1	2		5
	資産税班		1	2				1	4
	収 税 班		1	1		1		1	4
	計	1	3	4	0	2	2	2	14
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
27		1							1
	住民税班		1	1		2			4
	資産税班		1	2				1	4
	収 税 班			1		2		1	4
	計	1	2	4	0	4	0	2	13
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
28		1							1
	住民税班		1	1		1		1	4
	資産税班		1	2				1	4
	収 税 班			1		1		2	4
	計	1	2	4	0	2	0	4	13
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計
29		1							1
	住民税班		1			1	1	1	4
	資産税班		2	1				1	4
	収 税 班			2		1		1	4
	計	1	3	3	0	2	1	3	13
		課 長	主 幹	副主幹	主 査	副主査	主 任	主 事	計

3. 税目別決算額の推移（一般会計）

税目等		年度	24				25			
		区分	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比
町民税	個人	現	1,072,768	1,048,239	97.7	101.6	1,066,510	1,036,387	97.2	98.9
		滞	116,983	16,023	13.7	101.3	118,246	16,662	14.1	104.0
		計	1,189,751	1,064,262	89.5	101.6	1,184,756	1,053,049	88.9	98.9
	法人	現	106,507	105,926	99.5	96.6	150,951	150,404	99.6	142.0
		滞	2,613	404	15.5	47.6	2,540	501	19.7	124.0
		計	109,120	106,330	97.4	96.2	153,491	150,905	98.3	141.9
計		1,298,871	1,170,592	90.1	101.0	1,338,247	1,203,954	90.0	102.9	
固定資産税	固定資産税	現	1,064,112	1,047,078	98.4	96.4	1,075,744	1,060,617	98.6	101.3
		滞	73,374	12,738	17.4	78.4	68,724	11,471	16.7	90.1
		計	1,137,486	1,059,816	93.2	96.1	1,144,468	1,072,088	93.7	101.2
	国有資産等交付金	現	5,485	5,485	100.0	100.0	4,787	4,787	100.0	87.3
	計		1,142,971	1,065,301	93.2	96.1	1,149,255	1,076,875	93.7	101.1
軽自動車税	現	30,226	28,882	95.6	100.1	30,596	29,274	95.7	101.4	
	滞	4,211	652	15.5	89.4	4,320	765	17.7	117.3	
	計	34,437	29,534	85.8	99.8	34,916	30,039	86.0	101.7	
町たばこ税	現	154,852	154,852	100.0	105.6	182,000	182,000	100.0	117.5	
都市計画税	現	89,532	88,099	98.4	94.6	89,867	88,603	98.6	100.6	
	滞	6,499	1,113	17.1	77.3	5,999	989	16.5	88.9	
	計	96,031	89,212	92.9	94.3	95,866	89,592	93.5	100.4	
合計	現年課税分	2,523,482	2,478,561	98.2	99.0	2,600,455	2,552,072	98.1	103.0	
	滞納繰越分	203,680	30,930	15.2	88.1	199,829	30,388	15.2	98.2	
	計	2,727,162	2,509,491	92.0	98.9	2,800,284	2,582,460	92.2	102.9	

(単位：千円・%)

26				27				28			
調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前年対比
1,132,351	1,105,738	97.6	106.7	1,068,249	1,042,958	97.6	94.3	1,054,025	1,037,540	98.4	99.5
119,287	27,196	22.8	163.2	109,672	25,866	23.6	95.1	101,173	26,784	26.5	103.5
1,251,638	1,132,934	90.5	107.6	1,177,921	1,068,824	90.7	94.3	1,155,198	1,064,324	92.1	99.6
180,114	179,397	99.6	119.3	210,294	209,318	99.5	116.7	244,163	241,299	98.8	115.3
2,126	333	15.7	66.5	2,040	254	12.5	76.3	2,380	560	23.5	220.5
182,240	179,730	98.6	119.1	212,334	209,572	98.7	116.6	246,543	241,859	98.1	115.4
1,433,878	1,312,664	91.5	109.0	1,390,255	1,278,396	92.0	97.4	1,401,741	1,306,183	93.2	102.2
1,176,049	1,159,429	98.6	109.3	1,254,398	1,234,822	98.4	106.5	1,313,591	1,297,111	98.7	105.0
64,237	15,262	23.8	133.0	58,684	13,608	23.2	89.2	57,263	16,264	28.4	119.5
1,240,286	1,174,691	94.7	109.6	1,313,082	1,248,430	95.1	106.3	1,370,854	1,313,375	95.8	105.2
4,787	4,787	100.0	100.0	4,787	4,787	100.0	100.0	4,643	4,643	100.0	97.0
1,245,073	1,179,478	94.7	109.5	1,317,869	1,253,217	95.1	106.3	1,375,497	1,318,018	95.8	105.2
32,370	31,338	96.8	107.1	33,967	32,941	97.0	105.1	40,830	39,517	96.8	120.0
4,452	921	20.7	120.4	4,020	716	17.8	77.7	3,349	782	23.4	109.2
36,822	32,259	87.6	107.4	37,987	33,657	88.6	104.3	44,179	40,299	91.2	119.7
178,742	178,742	100.0	98.2	187,928	187,928	100.0	105.1	179,632	179,632	100.0	95.6
96,971	95,601	98.6	107.9	108,892	107,192	98.4	112.1	111,602	110,202	98.7	102.8
5,534	1,308	23.6	132.3	4,983	1,148	23.0	87.8	4,891	1,397	28.6	121.7
102,505	96,909	94.5	108.2	113,875	108,340	95.1	111.8	116,493	111,599	95.8	103.0
2,801,384	2,755,032	98.3	108.0	2,868,515	2,819,946	98.3	102.4	2,948,486	2,909,944	98.7	103.2
195,636	45,020	23.0	148.2	179,399	41,592	23.2	92.4	169,056	45,787	27.1	110.1
2,997,020	2,800,052	93.4	108.4	3,047,914	2,861,538	93.9	102.2	3,117,542	2,955,731	94.8	103.3

資料：平成24年度～平成28年度決算統計書

4. 平成28年度町税決算状況（一般会計）

税目	予算額	調定額	収入済額
1 町民税	1,166,304,000	1,401,741,780	1,306,183,635
（個人）現年課税分	996,039,000	1,054,025,175	1,037,540,307
滞納繰越分	15,585,000	101,173,405	26,784,028
計	1,011,624,000	1,155,198,580	1,064,324,335
（法人）現年課税分	154,380,000	244,163,300	241,299,300
滞納繰越分	300,000	2,379,900	560,000
計	154,680,000	246,543,200	241,859,300
2 固定資産税	1,256,180,000	1,375,498,314	1,318,018,112
現年課税分	1,240,464,000	1,313,591,600	1,297,110,508
滞納繰越分	11,073,000	57,263,514	16,264,404
計	1,251,537,000	1,370,855,114	1,313,374,912
国有資産等交付金	4,643,000	4,643,200	4,643,200
3 軽自動車税	35,561,000	44,178,200	40,299,215
現年課税分	34,876,000	40,829,700	39,517,400
滞納繰越分	685,000	3,348,500	781,815
4 町たばこ税	176,997,000	179,631,788	179,631,788
5 都市計画税	109,817,000	116,492,305	111,598,614
現年課税分	108,929,000	111,601,700	110,201,479
滞納繰越分	888,000	4,890,605	1,397,135
現年課税分合計	2,716,328,000	2,948,486,463	2,909,943,982
滞納繰越分合計	28,531,000	169,055,924	45,787,382
合計	2,744,859,000	3,117,542,387	2,955,731,364

(単位：円・%)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成27年度 収 納 率	平成26年度 収 納 率
7,320,018	88,238,127	93.18	91.95	91.55
0	16,484,868	98.44	97.63	97.65
7,048,018	67,341,359	26.47	23.58	22.80
7,048,018	83,826,227	92.13	90.74	90.52
0	2,864,000	98.83	99.54	99.60
272,000	1,547,900	23.53	12.45	15.68
272,000	4,411,900	98.10	98.70	98.62
6,631,149	50,849,053	95.82	95.09	94.73
1,669,372	14,811,720	98.75	98.44	98.59
4,961,777	36,037,333	28.40	23.19	23.76
6,631,149	50,849,053	95.81	95.08	94.71
0	0	100.00	100.00	100.00
571,500	3,307,485	91.22	88.60	87.61
0	1,312,300	96.79	96.98	96.81
571,500	1,995,185	23.35	17.81	20.69
0	0	100.00	100.00	100.00
567,351	4,326,340	95.80	95.14	94.54
141,828	1,258,393	98.75	98.44	98.59
425,523	3,067,947	28.57	23.04	23.63
1,811,200	36,731,281	98.69	98.31	98.35
13,278,818	109,989,724	27.08	23.18	23.01
15,090,018	146,721,005	94.81	93.89	93.43

5. 町税税率の経緯

区分		年度	15	16																										
町 民 税	個 人 所 得 割	均 等 割	町民税 2,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円																										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">課 税 標 準 額</th> <th style="text-align: center;">税率(%)</th> <th style="text-align: center;">速算控除 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">町 民 税</td> <td style="text-align: center;">200万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200万円を超え700万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">100,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">240,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">県 民 税</td> <td style="text-align: center;">700万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">70,000</td> </tr> </tbody> </table>			課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)	町 民 税	200万円以下の金額	3	0	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000	700万円を超える金額	10	240,000	県 民 税	700万円以下の金額	2	0	700万円を超える金額	3	70,000					
		課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)																									
		町 民 税	200万円以下の金額	3	0																									
			200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000																									
	700万円を超える金額		10	240,000																										
	県 民 税	700万円以下の金額	2	0																										
		700万円を超える金額	3	70,000																										
	法 人 均 等 割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資本金の金額</th> <th style="text-align: center;">従業者数</th> <th style="text-align: center;">税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1,000万円を超え 1億円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">130,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1億円を超え10億 円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">160,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10億円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td style="text-align: center;">410,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">50億円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">50人超</td> <td style="text-align: center;">3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税 額																										
1,000万円以下		50人以下	50,000円																											
		50人超	120,000円																											
1,000万円を超え 1億円以下の金額		50人以下	130,000円																											
		50人超	150,000円																											
1億円を超え10億 円以下の金額		50人以下	160,000円																											
		50人超	400,000円																											
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
	法人税割 12.3%																													
固 定 資 産 税	1.4%	免税点	<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">土 地</td> <td style="padding-left: 10px;">300,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>家 屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </table>	{	土 地	300,000円		家 屋	200,000円		償却資産	1,500,000円																		
{	土 地	300,000円																												
	家 屋	200,000円																												
	償却資産	1,500,000円																												
軽 自 動 車	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 そ の 他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td style="width: 50%;"> 軽自動車 二 輪 2,400円 三 輪 3,100円 四 輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円 </td> </tr> </table>			原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 そ の 他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二 輪 2,400円 三 輪 3,100円 四 輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																									
原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農 耕 用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 そ の 他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二 輪 2,400円 三 輪 3,100円 四 輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																													
町 た ば こ 税	千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)																													
都 市 計 画 税	0.2%																													
国 民 健 康 保 険 税	基 礎 課 税 額	所 得 割	7.8%																											
		資 産 割	26.6%																											
		均 等 割	19,500円																											
		平 等 割	22,500円																											
		課税限度額	530,000円																											
		介 護 納 付 金 課 税 額	所 得 割	0.8%																										
均 等 割	9,000円																													
課税限度額	70,000円																													

区分		年度	17	18																								
町	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 町民税 1,500円 県民税 500円 ※ 平成17年度のみ生計を同一とする妻の均等割額は半額課税	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 生計を同一とする妻の均等割額は全額課税 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成18年度 町民税 1,000円 県民税 300円 ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																								
		所得割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率(%)</th> <th>速算控除(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町民税 200万円以下の金額</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>町民税 200万円を超え700万円以下の金額</td> <td>8</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>町民税 700万円を超える金額</td> <td>10</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td>県民税 700万円以下の金額</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>県民税 700万円を超える金額</td> <td>3</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	町民税 200万円以下の金額	3	0	町民税 200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000	町民税 700万円を超える金額	10	240,000	県民税 700万円以下の金額	2	0	県民税 700万円を超える金額	3	70,000	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成18年度 1/3課税 ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税						
		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																								
町民税 200万円以下の金額	3	0																										
町民税 200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000																										
町民税 700万円を超える金額	10	240,000																										
県民税 700万円以下の金額	2	0																										
県民税 700万円を超える金額	3	70,000																										
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	12.3%
資本金の金額	従業者数	税 額																										
1,000万円以下	50人以下	50,000円																										
	50人超	120,000円																										
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																										
	50人超	150,000円																										
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																										
	50人超	400,000円																										
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																										
	50人超	1,750,000円																										
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																										
固定資産税	1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																									
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																									
町たばこ税		千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																									
都市計画税			0.2%																									
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%	8.3%																								
		資産割	26.6%	25.0%																								
	均等割	19,500円	29,400円																									
	平等割	22,500円	31,200円																									
介護納付金課税額	所得割	0.8%	1.4%																									
	均等割	9,000円	13,000円																									
		課税限度額	530,000円	530,000円																								
		課税限度額	70,000円	90,000円																								

区分		年度	19	20																										
町	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																										
		所得割	平成19年度～ 課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10% 町民税 6% 県民税 4%	平成19年度～ 課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10% 町民税 6% 県民税 4%																										
	法人	均等割	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成20年度 全額課税																										
税	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	
		資本金の金額	従業者数	税 額																										
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
	法人税割	12.3%																												
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																										
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																											
町たばこ税		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																											
都市計画税		0.2%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	8.3%	5.6%																										
		資産割	25.0%	25.0%																										
		均等割	29,400円	23,000円																										
		平等割	31,200円	31,200円																										
	課税限度額	530,000円	470,000円																											
	後期高齢者支援金	所得割		2.7%																										
		均等割		6,400円																										
		課税限度額		120,000円																										
	介護納付金課税額	所得割	1.4%	1.4%																										
		均等割	13,000円	13,000円																										
課税限度額		90,000円	90,000円																											

区分		年度	21	22																										
町 民 税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円																											
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
	平成19年度～																													
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 額																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	3,000,000円																												
	法人税割	12.3%																												
固定資産税		1.4%	免税点	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																				
土地	300,000円																													
家屋	200,000円																													
償却資産	1,500,000円																													
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																											
町たばこ税		千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)	千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																											
都市計画税		0.2%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%	5.6%																										
		資産割	25.0%	25.0%																										
		均等割	23,000円	23,000円																										
		平等割	31,200円	31,200円																										
		課税限度額	470,000円	470,000円																										
		後期高齢者支援金	所得割	2.7%	2.7%																									
		均等割	6,400円	6,400円																										
		課税限度額	120,000円	120,000円																										
	介護納付金課税額	所得割	1.4%	1.4%																										
		均等割	13,000円	13,000円																										
	課税限度額	90,000円	90,000円																											

区分		年度	23	24																										
町 民 税	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円																											
		所得割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
	平成19年度～																													
	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																													
町民税	6%																													
県民税	4%																													
法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>			資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
	資本金の金額	従業者数	税 額																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
	法人税割	12.3%																												
固定資産税		1.4%	免税点	<table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="font-size: 2em;">{</td><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td></td><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td></td><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	{	土地	300,000円		家屋	200,000円		償却資産	1,500,000円																	
{	土地	300,000円																												
	家屋	200,000円																												
	償却資産	1,500,000円																												
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																											
町たばこ税		千本につき4,618円 (旧3級品千本につき2,190円)																												
都市計画税		0.2%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																											
		資産割	25.0%																											
		均等割	23,000円																											
		平等割	31,200円																											
	課税限度額	470,000円																												
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%																											
		均等割	6,400円																											
		課税限度額	120,000円																											
介護納付金課税額	所得割	1.4%																												
	均等割	13,000円																												
	課税限度額	90,000円																												

区分		年度	25	26																											
町	個人	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円	町民税 3,500円 県民税 1,500円 ※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。																											
		所得割	平成19年度～	平成19年度～																											
			課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%	課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																											
民	個人	均等割	町民税 6%	町民税 6%																											
			県民税 4%	県民税 4%																											
税	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金の金額	従業者数	税額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円	
			資本金の金額	従業者数	税額																										
1,000万円以下	50人以下	50,000円																													
	50人超	120,000円																													
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																													
	50人超	150,000円																													
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																													
	50人超	400,000円																													
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																													
	50人超	1,750,000円																													
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																													
	法人税割	12.3%																													
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																											
軽自動車			原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用3,000円 自家用4,000円 乗用 営業用5,500円 自家用7,200円																											
町たばこ税			千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																												
都市計画税			0.2%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																												
		資産割	25.0%																												
		均等割	23,000円																												
		平等割	31,200円																												
	課税限度額	470,000円																													
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%																												
		均等割	6,400円																												
		課税限度額	120,000円																												
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																												
		均等割	13,000円																												
課税限度額		90,000円																													

区分		年度	27																																												
町	個人	均等割	町民税 3,500円 県民税 1,500円																																												
		所得割	※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。																																												
	法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																																			
平成19年度～																																															
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																															
町民税	6%																																														
県民税	4%																																														
税	法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超える金額	50人以下	3,000,000円	50人超	3,000,000円															
		資本金の金額	従業者数	税 額																																											
1,000万円以下	50人以下	50,000円																																													
	50人超	120,000円																																													
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																																													
	50人超	150,000円																																													
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																																													
	50人超	400,000円																																													
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円																																													
	50人超	1,750,000円																																													
10億円を超える金額	50人以下	3,000,000円																																													
	50人超	3,000,000円																																													
	法人税割	12.3%	平成26年10月以降 9.7%																																												
固定資産税		1.4%	免税点	<table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																																					
土地	300,000円																																														
家屋	200,000円																																														
償却資産	1,500,000円																																														
軽自動車			<table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> <td>軽自動車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>二輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>三輪</td> <td>3,100円 (3,900円)</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>四輪</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td></td> <td>貨物</td> <td>営業用3,000円 (3,800円)</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,500円</td> <td>自家用</td> <td>4,000円 (5,000円)</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td></td> <td>乗用</td> <td>営業用5,500円 (6,900円)</td> </tr> <tr> <td>農耕用</td> <td>1,600円</td> <td>自家用</td> <td>7,200円 (10,800円)</td> </tr> <tr> <td>小型特殊1,000cc以下</td> <td>2,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,700円</td> <td></td> <td>※()は、H27.4.1に最初(新車)の新規検査をした車両のみに適用</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	原動機付自転車		軽自動車		50cc以下	1,000円	二輪	2,400円	90cc以下	1,200円	三輪	3,100円 (3,900円)	125cc以下	1,600円	四輪		ミニカー		貨物	営業用3,000円 (3,800円)	50cc以下	2,500円	自家用	4,000円 (5,000円)	小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円 (6,900円)	農耕用	1,600円	自家用	7,200円 (10,800円)	小型特殊1,000cc以下	2,400円			その他	4,700円		※()は、H27.4.1に最初(新車)の新規検査をした車両のみに適用	二輪の小型自動車	4,000円		
原動機付自転車		軽自動車																																													
50cc以下	1,000円	二輪	2,400円																																												
90cc以下	1,200円	三輪	3,100円 (3,900円)																																												
125cc以下	1,600円	四輪																																													
ミニカー		貨物	営業用3,000円 (3,800円)																																												
50cc以下	2,500円	自家用	4,000円 (5,000円)																																												
小型特殊自動車		乗用	営業用5,500円 (6,900円)																																												
農耕用	1,600円	自家用	7,200円 (10,800円)																																												
小型特殊1,000cc以下	2,400円																																														
その他	4,700円		※()は、H27.4.1に最初(新車)の新規検査をした車両のみに適用																																												
二輪の小型自動車	4,000円																																														
町たばこ税			千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,495円)																																												
都市計画税			0.2%																																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																																												
		資産割	25.0%																																												
		均等割	23,000円																																												
		平等割	31,200円																																												
		課税限度額	470,000円																																												
		後期高齢者支援金	所得割	2.7%																																											
		均等割	6,400円																																												
		課税限度額	120,000円																																												
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																																												
		均等割	13,000円																																												
	課税限度額	90,000円																																													

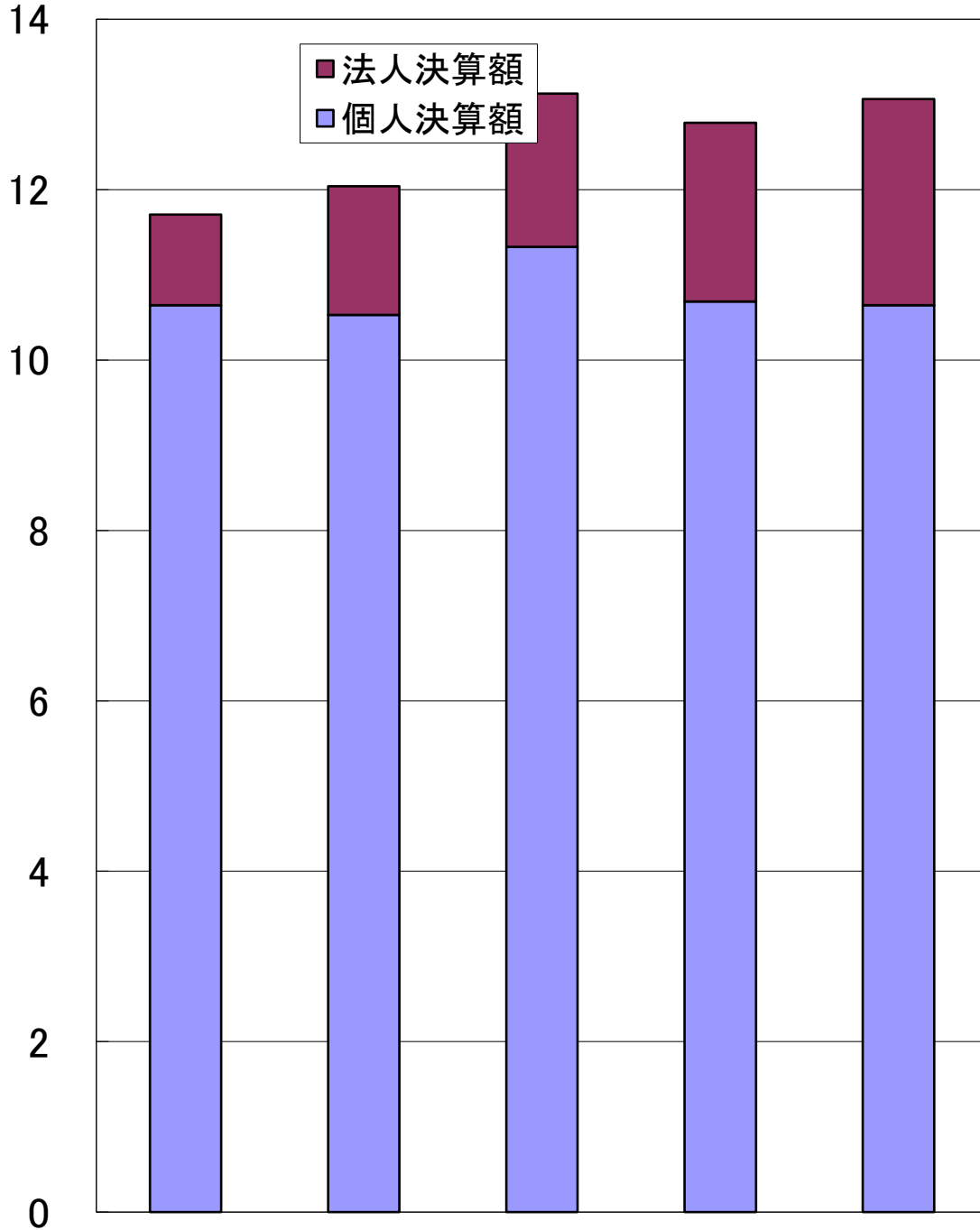
区分		年度	28																											
町	個人	均等割	町民税 3,500円 県民税 1,500円																											
		所得割	※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。																											
	法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td>町民税</td><td style="text-align: right;">6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td style="text-align: right;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																		
平成19年度～																														
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																														
町民税	6%																													
県民税	4%																													
税	法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50億円を超える金額</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円を超える金額	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税 額																										
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円																												
	法人税割	9.7%																												
固定資産税		1.4%	免税点	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																				
土地	300,000円																													
家屋	200,000円																													
償却資産	1,500,000円																													
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用10,800円 (7,200円) ※1、()は、H27.3.31に以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く)。 ※2、H28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし」を参照																											
町たばこ税		千本につき5,262円 (旧3級品千本につき2,925円)																												
都市計画税		0.2%																												
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																											
		資産割	25.0%																											
		均等割	23,000円																											
		平等割	31,200円																											
		課税限度額	470,000円																											
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%																											
		均等割	6,400円																											
		課税限度額	120,000円																											
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																											
		均等割	13,000円																											
	課税限度額	90,000円																												

区分		年度	29																													
町	個人	均等割	町民税 3,500円 県民税 1,500円																													
		所得割	※特例により、平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。																													
	法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">平成19年度～</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">町民税</td><td style="text-align: center;">6%</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">県民税</td><td style="text-align: center;">4%</td></tr> </table>		平成19年度～		課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%		町民税	6%	県民税	4%																				
平成19年度～																																
課税所得（課税標準額）にかかわらず一律10%																																
町民税	6%																															
県民税	4%																															
税	法人	均等割	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>資本金の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超える金額</td> <td>50人以下</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>		資本金の金額	従業者数	税 額	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超える金額	50人以下	3,000,000円	50人超	3,000,000円
		資本金の金額	従業者数	税 額																												
1,000万円以下	50人以下	50,000円																														
	50人超	120,000円																														
1,000万円を超え	50人以下	130,000円																														
	50人超	150,000円																														
1億円以下の金額	50人以下	160,000円																														
	50人超	400,000円																														
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	410,000円																														
	50人超	1,750,000円																														
10億円を超える金額	50人以下	3,000,000円																														
	50人超	3,000,000円																														
	法人税割	9.7%																														
固定資産税		1.4%	免税点	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円																						
土地	300,000円																															
家屋	200,000円																															
償却資産	1,500,000円																															
軽自動車		原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 50cc以下 3,700円 小型特殊自動車 農耕用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円	軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円 (3,100円) 四輪 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) 自家用 5,000円 (4,000円) 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) 自家用10,800円 (7,200円) ※1、()は、H27.3.31に以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用(重課車両は除く)。 ※2、H28年度から適用される重課・軽課については、「軽自動車税のあらまし」を参照																													
町たばこ税		千本につき5,262円 (旧3級品千本につき3,355円)																														
都市計画税		0.2%																														
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	5.6%																													
		資産割	25.0%																													
		均等割	23,000円																													
		平等割	31,200円																													
		課税限度額	470,000円																													
	後期高齢者支援金	所得割	2.7%																													
		均等割	6,400円																													
		課税限度額	120,000円																													
	介護納付金課税額	所得割	1.4%																													
		均等割	13,000円																													
	課税限度額	90,000円																														

Ⅲ 税目別概況

(1) 町 民 税

億円



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合 計	1,170,592	1,203,954	1,312,664	1,278,396	1,306,183
個人決算額	1,064,262	1,053,049	1,132,934	1,068,824	1,064,324
法人決算額	106,330	150,905	179,730	209,572	241,859

(単位：千円)

1. 町民税のあらまし

■ 個人町民税

1. 納税義務者

各年の1月1日に町内に住所がある人

2. 課税標準

(1) 均等割

(2) 所得割

- ①所得金額：・総所得金額　・山林所得の金額　・退職所得の金額
・土地等に係る事業所得等の金額　・長期譲渡所得の金額　・短期譲渡所得の金額
・上場株式等に係る配当所得の金額　・株式等に係る譲渡所得等の金額
・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除：・雑損控除額　・医療費控除額　・社会保険料控除額
・小規模企業共済等掛金控除額　・生命保険料控除額　・地震保険料控除額
・障害者控除額　・寡婦(寡夫)控除額　・勤労学生控除額　・配偶者控除額
・配偶者特別控除額　・扶養控除額　・基礎控除額
- ③課税標準額：・課税総所得金額　・課税山林所得金額　・課税退職所得金額
・土地等に係る課税事業所得等の金額　・課税長期譲渡所得の金額
・課税短期譲渡所得の金額　・上場株式等に係る課税配当所得の金額
・株式等に係る課税譲渡所得の金額　・先物取引に係る課税雑所得等の金額

▽所得控除のうち所得税と異なるもの

・生命保険料控除

- ① 旧契約（平成23年12月31日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料または個人年金保険料を支払った場合（両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

A 支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

- ② 新契約（平成24年1月1日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等）に係る生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合（各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額（限度額70,000円））

B 支払った保険料が

(ア)12,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)12,000円を超え32,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 6,000$ 円

(ウ)32,000円を超え56,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 14,000$ 円

(エ)56,000円を超える場合：28,000円

- ③ 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合
 C 新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額（各保険の限度額 28,000 円、全体の限度額 70,000 円）

・地震保険料控除

① 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)50,000 円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2$

(イ)50,000 円を超える場合 : 25,000 円

② 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)5,000 円を超え 15,000 円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 2,500$ 円

(エ)15,000 円を超える場合 : 10,000 円

③ 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合

(地震保険契約について支払った保険料で ア に準じて計算した金額)＋

(旧長期損害保険契約等について支払った保険料で イ に準じて計算した金額)

=限度額：25,000 円

・障害者控除：一人につき：26万円

特別障害者の場合：30万円

同居特別障害者の場合：53万円

・寡婦（寡夫）控除：26万円（特定寡婦の場合：30万円）

・勤労学生控除：26万円

・配偶者控除

ア 控除対象配偶者：33万円

イ 老人控除対象配偶者（70歳以上）：38万円

・配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、配偶者特別控除の適用を受けようとする申告者の前年中の合計所得が、1,000万円を超える場合には配偶者特別控除は受けられません。

※ 青色事業専従者に該当する人で、青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する人は、配偶者特別控除は受けられません。

配偶者の所得金額	配偶者控除	配偶者特別控除額
380,001～449,999	該当しません	330,000
450,000～499,999		310,000
500,000～549,999		260,000
550,000～599,999		210,000
600,000～649,999		160,000
650,000～699,999		110,000
700,000～749,999		60,000
750,000～759,999		30,000
760,000～		0

(単位：円)

・扶養控除

扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき45万円

※ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者をいいます。

3. 税 率

(1) 均等割：町民税3,500円・県民税1,500円（標準課税）

※特例により平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税分、県民税分がそれぞれ500円ずつ引き上げられています。

(2) 所得割

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税率

課税所得の段階	合 計	町民税	県民税
一 律	10%	6 %	4 %

② その他の税率

課税所得の種類	合 計	町民税	県民税
土地、建物等の長期譲渡所得	5%	3%	2%
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得	4%	2,000万円以下の部分 2.4%	2,000万円以下の部分 1.6%
	5%	2,000万円超の部分 3%	2,000万円超の部分 2%
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得	4%	6,000万円以下の部分 2.4%	6,000万円以下の部分 1.6%
	5%	6,000万円超の部分 3%	6,000万円超の部分 2%
土地、建物等の短期譲渡所得	9%	5.4%(国等に対する譲渡3%)	3.6%(国等に対する譲渡2%)
土地の譲渡等に係る事業所得等	12%	7.2%	4.8%
株式等に係る配当所得	5%	3%	2%
株式等に係る譲渡所得等	5%	3%	2%
先物取引等に係る雑所得等	5%	3%	2%

(注1)源泉徴収口座による申告不要の特例

源泉徴収口座（所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座）を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができます。

(3) 所得割額の計算

○一般的な例…………… (所得金額) - (所得控除額) = (課税所得金額)
 (課税所得金額) × 税率 - 税額控除 = 所得割額

○複数の所得がある方

- ① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額 × 税率 = 算出税額
- ② 土地等に係る課税事業所得等の金額 × 税率 = 算出税額
- ③ 課税長期譲渡所得金額 × 税率 = 算出税額
- ④ 課税短期譲渡所得金額 × 税率 = 算出税額
- ⑤ 上場株式等に係る課税配当所得の金額 × 税率 = 算出税額
- ⑥ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 × 税率 = 算出税額
- ⑦ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 × 税率 = 算出税額

(算出税額①+②+③+④+⑤+⑥+⑦ - 調整控除額 - 配当控除額 - 住宅借入金等特別税額控除額 - 寄附金税額控除) - 外国税額控除額 = 所得割額

⑧ 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額 - 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額 = 配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

※ 配当割額及び株式等譲渡所得割額で配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額を還付し、または当該納税義務者の申告書に係る年度分の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当されます。

4. 税額控除

(1) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額が控除されます。

①個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

次のいずれか少ない金額の 5%（町民税 3%、県民税 2%）

イ. 5 万円（基礎控除分）に所得税との人的控除額（基礎控除以外の部分）の差の合計額を加算した金額

ロ. 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合
 {①イ-(①ロ-200 万円)}の 5%(町民税 3%、県民税 2%)

ただし、上記の金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円

個人住民税と所得税の人的控除額の差 (単位：万円)

控除の種類	住民税	所得税	差額
障害者控除	26	27	1
特別障害者（身体上1～2級）	30	40	10
同居特別障害者	53	75	22
寡婦（寡夫）控除	26	27	1
特定寡婦（所得 500 万円以下、子有）	30	35	5
勤労学生控除（所得 65 万円以下）	26	27	1
配偶者控除（所得 38 万円以下）	33	38	5
老人控除対象配偶者（70 歳以上）	38	48	10
配偶者特別控除（所得 76 万円未満）	—	—	—
前年所得 38 万円を超 40 万円未満	33	38	5
前年所得 40 万円以上 45 万円未満	33	36	3
扶養控除（所得 38 万円以下）	33	38	5
特定扶養親族（16 歳～22 歳）	45	63	18
老人扶養親族（70 歳以上）	38	48	10
同居老親等扶養親族（70 歳以上）	45	58	13
基礎控除	33	38	5

(2) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度です。	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			町民税	県民税	町民税	県民税
	種 類					
	利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

(3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税で住宅借入金等特別控除の適用がある方に対して、次の1、2のうちいずれか少ない額が町・県民税の所得割額から控除されます。

- 1 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額
- 2 次の表により算出した額

居 住 年	～平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月～平成 33 年 12 月 ※
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 5 % (最高 97,500 円)	所得税の課税総所得金額等の 7 % (最高 136,500 円)

※住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合、又は東日本大震災の被害者等に係る住宅借入等を有する場合のみ

(4) 寄附金税額控除

都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について寄附金税額控除を町民税・県民税の所得割額から減額する控除です。

(5) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除されます。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められています。

(6) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除します。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当されます。

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

5. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人が対象となります。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

①普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～ 6月30日	8月16日～ 8月31日	10月16日～ 10月31日	翌年1月16日～ 1月31日

②給与からの特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所が毎月の給与等から天引きし納税する。

6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

③年金からの特別徴収の場合：年金所得のみで発生した町・県民税額について各年金保険者が毎支給ごとの年金から天引きし納税する。

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付

■ 法人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

2. 課税標準

- (1) 均等割 （法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割 （法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

3. 税率

- (1) 均等割（標準税率）

法人の区分	税 額
<p>(1) 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	5万円
<p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p>	12万円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

(2) 法人税割 (標準税率) : 課税標準となる法人税額 × 税率

法人税割の税率	平成26年9月30日以前に 開始する事業年度	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度
	12.3%	9.7%

4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

(1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

年度 区分		25		26		27		28		29	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
普通徴収	均等割のみ	502	1,506	424	1,486	361	1,265	180	632	213	746
	均等割+所得割	2,809	278,249	2,641	340,377	2,395	256,660	1,489	178,042	1,492	176,806
	計	3,311	279,755	3,065	341,863	2,756	257,925	1,669	178,674	1,705	177,552
年金特別徴収	均等割のみ	323	969	350	1,225	355	1,243	388	1,358	361	1,264
	均等割+所得割	1,584	73,823	1,673	76,372	1,697	74,908	1,798	80,339	1,888	84,219
	計	1,907	74,792	2,023	77,597	2,052	76,151	2,186	81,697	2,249	85,483
給与特別徴収	均等割のみ	163	489	191	668	224	784	372	1,302	377	1,320
	均等割+所得割	5,054	689,129	5,199	695,892	5,466	722,126	6,346	790,790	6,342	797,243
	計	5,217	689,618	5,390	696,560	5,690	722,910	6,718	792,092	6,719	798,563
合計	均等割のみ	988	2,964	965	3,379	940	3,292	940	3,292	951	3,330
	均等割+所得割	9,447	1,041,201	9,513	1,112,641	9,558	1,053,694	9,633	1,049,171	9,722	1,058,268
	計	10,435	1,044,165	10,478	1,116,020	10,498	1,056,986	10,573	1,052,463	10,673	1,061,598
特別徴収義務者(給与分)		2,516		2,559		2,703		3,239		3,219	
特別徴収義務者(年金分)		7		7		7		6		6	

※1 平成21年10月分から年金特別徴収が開始になりました

(年度の前半は普通徴収1、2期 後半は年金特徴10、12、2月)

資料：課税状況等調査第2表、第3表

3. 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円・%)

年度 所得者区分	25			26			27			28			29		
	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比
給 与 所 得 者	876,595	83.0	△0.4	866,932	77.6	△ 1.1	875,114	82.7	0.9	873,330	82.9	△ 0.2	881,989	83.0	1.0
営 業 等 所 得 者	37,533	3.6	12.4	30,506	2.7	△ 18.7	32,979	3.1	8.1	29,378	2.8	△ 10.9	30,554	2.9	4.0
農 業 所 得 者	1,608	0.2	118.2	1,383	0.1	△ 14.0	872	0.1	△ 36.9	1,610	0.2	84.6	1,720	0.2	6.8
そ の 他 の 所 得 者	128,429	12.3	△11.6	217,199	19.5	69.1	148,021	14.0	△ 31.9	148,145	14.1	0.1	147,335	13.9	△ 0.5
計	1,044,165	99	△1.4	1,116,020	100	6.9	1,056,986	100	△ 5.3	1,052,463	100	△ 0.4	1,061,598	100	0.9

資料：課税状況等調書第2表

4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年度 所得者区分	25			26			27			28			29		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比
給与所得者	7,804	74.8	0.8	7,772	74.2	△ 0.4	7,818	74.5	0.6	7,847	74.2	0.4	7,881	73.8	0.4
営業等所得者	350	3.4	6.1	334	3.2	△ 4.6	343	3.3	2.7	330	3.1	△ 3.8	336	3.1	1.8
農業所得者	25	0.2	4.2	22	0.2	△ 12.0	18	0.2	△ 18.2	26	0.2	44.4	28	0.3	7.7
その他の所得者	2,256	21.6	3.2	2,350	22.4	4.2	2,319	22.1	△ 1.3	2,370	22.4	2.2	2,428	22.7	2.4
計	10,435	100	1.5	10,478	100	0.4	10,498	100	0.2	10,573	100	0.7	10,673	100	0.9

資料：課税状況等調査第2表

5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年度 所得者区分	25			26			27			28			29		
	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比
給与所得者	22,572,013	82.0	△ 0.3	22,251,916	81.7	△ 1.4	22,454,453	81.7	0.9	22,568,555	81.8	0.5	22,887,927	82.0	1.4
営業等所得者	935,825	3.4	10.5	810,230	3.0	△ 13.4	856,837	3.1	5.8	794,581	2.9	△ 7.3	813,389	2.9	2.4
農業所得者	44,724	0.2	61.4	36,466	0.1	△ 18.5	27,716	0.1	△ 24.0	49,661	0.2	79.2	48,595	0.2	△ 2.1
その他の所得者	3,838,219	13.9	△ 4.5	3,831,646	14.1	△ 0.2	3,752,831	13.7	△ 2.1	3,843,662	13.9	2.4	3,779,673	13.5	△ 1.7
分離課税者	131,025	0.5	△ 29.9	309,916	1.1	136.5	391,434	1.4	26.3	325,245	1.2	△ 16.9	380,639	1.4	17.0
計	27,521,806	100	△ 0.7	27,240,174	100	△ 1.0	27,483,271	100	0.9	27,581,704	100	0.4	27,910,223	100	1.2

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・%)

年度 区分	25		26		27		28		28	
	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比
雑損控除	1,840	△ 82.7	0	皆減	825	皆増	382	△ 53.7	0	△ 100.0
医療費控除	229,954	△ 7.2	233,341	1.5	225,557	△ 3.3	234,020	3.8	249,221	6.5
社会保険料控除	4,570,676	1.6	4,639,701	1.5	4,743,109	2.2	4,847,946	2.2	4,968,910	2.5
小規模企業共済掛金控除	44,615	12.3	45,897	2.9	45,190	△ 1.5	49,763	10.1	57,155	14.9
生命保険料控除	282,792	8.6	294,741	4.2	303,375	2.9	310,417	2.3	317,889	2.4
地震保険料控除	23,126	3.4	22,916	△ 0.9	23,228	1.4	23,680	1.9	24,762	4.6
寄附金控除										
障害者控除 (普通・特別の計)	92,560	△ 2.4	92,960	0.4	92,960	94,440	94,480	1.6	94,220	△ 0.3
寡婦控除 (一般・特別の計)	40,000	△ 3.0	40,940	2.4	40,940	42,220	42,820	4.6	46,440	8.5
寡夫控除	7,280	7.7	6,500	△ 10.7	6,500	6,500	5,980	△ 8.0	5,460	△ 8.7
勤労学生控除	0	皆減	0	0.0	0	0	0	0.0	520	0.0
配偶者控除 (一般・老人の計)	1,032,260	△ 1.8	993,870	△ 3.7	993,870	977,320	944,100	△ 5.0	943,680	△ 0.0
配偶者特別控除	66,550	3.3	72,620	9.1	72,620	77,340	82,170	13.2	76,940	△ 6.4
扶養控除 (一般・特定・老人・同老の計)	607,850	△ 5.2	610,120	0.4	610,120	606,930	575,430	△ 5.7	587,120	2.0
同居特別障害加算分	19,090	△ 2.4	17,940	△ 6.0	17,940	16,330	17,250	△ 3.8	17,480	1.3
基礎控除	3,117,510	1.0	3,139,290	0.7	3,139,290	3,154,140	3,178,890	1.3	3,208,260	0.9
合計	10,136,103	0.5	10,210,836	0.7	10,315,524	1.0	10,407,328	0.9	10,598,057	1.8

※ 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

※ 平成21年度課税分から寄附金控除が所得控除から税額控除になりました。

※ 平成24年度課税分から控除対象扶養親族が16才以上の者になりました。

資料：課税状況等調査第58表

7. 平成29年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給 与 所 得 者	515	1,803			7,366	25,781	854,405	7,881	881,989
営 業 等 所 得 者	55	193			281	984	29,377	336	30,554
農 業 所 得 者	6	21			22	77	1,622	28	1,720
そ の 他 の 者	375	1,313			2,053	7,186	138,836	2,428	147,335
合 計	951	3,330	0	0	9,722	34,028	1,024,240	10,673	1,061,598

資料：課税状況等調書第2表

8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

区 分		年 度				
		25	26	27	28	29
人 口 1 人 当 り		48,647	52,019	49,621	49,757	50,370
一 世 帯 当 り		111,141	117,180	110,506	109,711	109,330
普 通 徴 収 1 人 当 り		84,493	111,538	93,587	107,054	104,136
年 金 特 別 徴 収 1 人 当 り		39,220	38,357	37,111	37,372	38,001
給 与 特 別 徴 収 1 人 当 り		132,187	129,232	127,049	117,905	118,851
納 税 義 務 者 1 人 当 り		100,064	106,511	100,685	99,542	99,466
各年の 7月1日現在	人 口	21,464	21,454	21,301	21,152	21,076
	世 帯 数	9,395	9,524	9,565	9,593	9,710

※ 平成29年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

9. 平成29年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人・千円)

所得者区分 課税標準額 の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	71	11,684	6	1,081	0	141	26	5,639	33	658,991	136	677,536
10万円を超え 100万円以下	2,018	1,220,108	89	47,476	11	4,570	1,144	626,446	22	154,732	3,284	2,053,332
100万円を超え 200万円以下	2,273	3,317,161	74	104,905	3	4,493	480	662,856	21	66,358	2,851	4,155,773
200万円を超え 300万円以下	1,330	3,255,117	50	124,559	1	2,659	126	301,223	18	80,474	1,525	3,764,032
300万円を超え 400万円以下	678	2,352,317	15	52,965	3	10,712	22	72,675	6	39,905	724	2,528,574
400万円を超え 550万円以下	487	2,224,659	10	46,234	1	5,324	18	88,050	7	44,409	523	2,408,676
550万円を超え 700万円以下	145	891,881	6	37,008	0	0	8	47,938	2	14,647	161	991,474
700万円を超え 1,000万円以下	73	597,585	7	53,081	0	0	9	73,657	3	24,579	92	748,902
1,000万円を 超える金額	38	734,738	3	38,706	0	0	4	52,033	4	107,584	49	933,061
合 計	7,113	14,605,250	260	506,015	19	27,899	1,837	1,930,517	116	1,191,679	9,345	18,261,360

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

10. 法人町民税調定額（現年課税分）の推移

（単位：人・千円・％）

区 分 \ 年 度	24	25	26	27	28
納 税 義 務 者	394	461	502	525	529
均 等 割 額	44,769	52,180	64,181	64,226	72,458
法 人 税 割 額	61,738	98,771	115,933	146,068	171,705
合 計	106,507	150,951	180,114	210,294	244,163
対 前 年 増 減 率	-3.4	41.7	19.3	16.8	16.1

資料：町税決算の概要

11. 平成28年度法人町民税月別調定額（現年課税分）

（単位：千円）

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	4,922	11,492	16,414
5	9,730	7,770	17,500
6	12,084	45,837	57,921
7	6,581	4,276	10,857
8	5,196	10,131	15,327
9	3,176	4,119	7,295
10	3,360	2,515	5,875
11	11,329	21,361	32,690
12	1,483	3,874	5,357
1	1,597	2,970	4,567
2	2,684	2,665	5,349
3	10,317	54,694	65,011
合 計	72,459	171,704	244,163

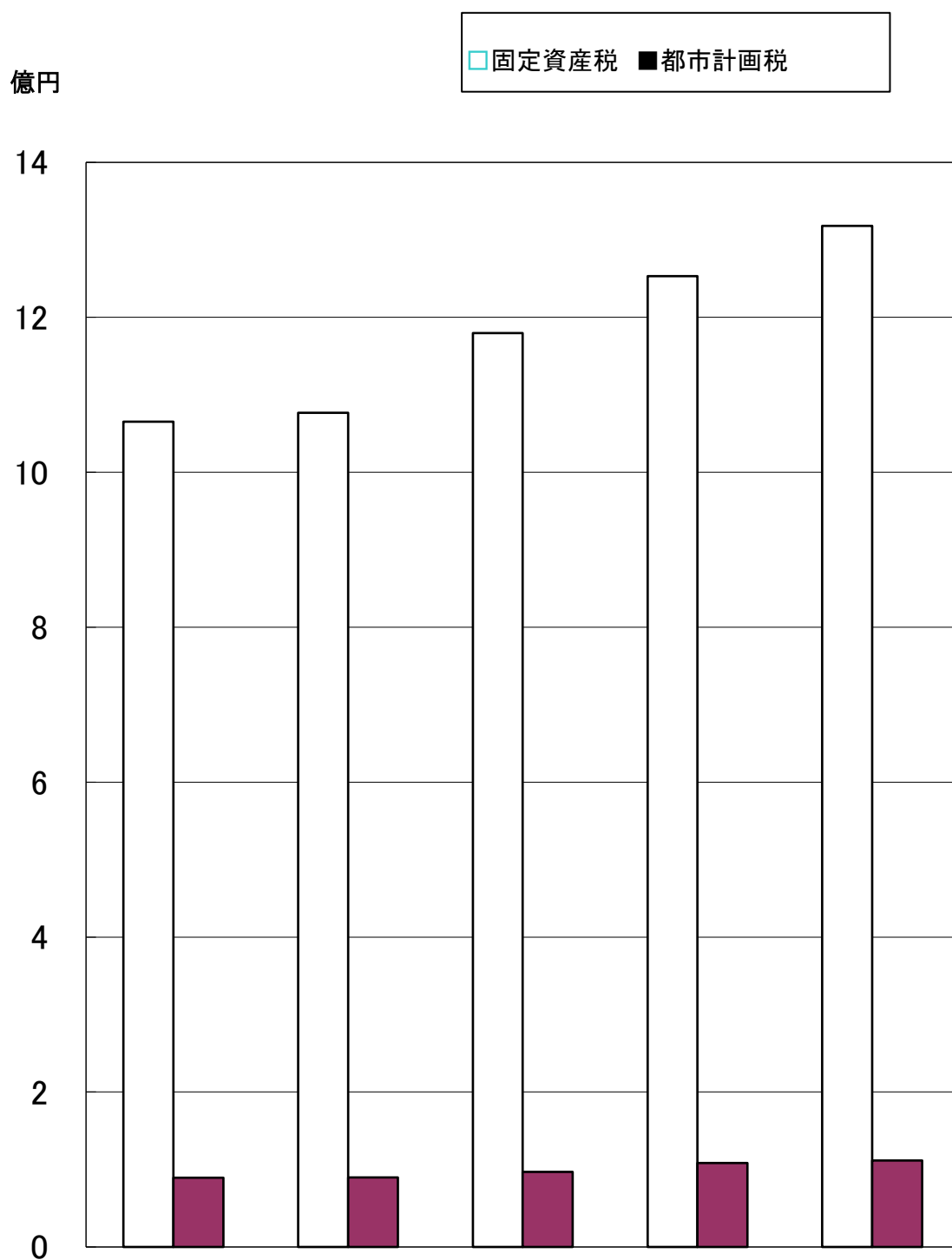
12. 法人の設立状況

(平成28年度)

法人等の区分	法人均等割納税義務者数
資本積立金額との合計額)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。)で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5号において「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	5
資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1
資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	75
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	2
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	64
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	3
資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	93
資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	1
前各号に掲げる法人以外の法人	409
計	653

資料：課税状況調書第1表

(2) 固定資産税・都市計画税



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
固定資産税 決算額	1,065,301	1,076,875	1,179,478	1,253,217	1,318,018
都市計画税 決算額	89,212	89,592	96,909	108,340	111,599

(単位：千円)

1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている人です。

具体的には次のとおりです。

(1)土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人

(2)家屋：家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人

(3)償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

(1)土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地

(2)家屋：住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって一定の空間を持つ土地に定着した建造物

(3)償却資産：土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 固定資産の価格

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1)土地及び家屋の価格

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

なお、土地の価格については、第二年度及び第三年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により価格の修正を行います。

(2)償却資産の価格

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額

課税標準額×税率＝固定資産税額となります。

(1)課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞれの特例率（小規模住宅用地 1/6・その他の住宅用地 1/3）を乗じて算出します。

イ. 家屋：再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）を求め、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率（経年減点補正率）を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その価額が前年度の価額を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産：取得価額×（1－減価率）

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2) 税率

固定資産税の税率は、町の条例で 100 分の 1.4 としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100 分の 1.4（標準税率）です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3) 免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土地： 30 万円

イ. 家屋： 20 万円

ウ. 償却資産： 150 万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 価格及び課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。ただし、住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で1/3、その他の住宅用地で2/3となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率及び税額

税率は、100分の0.3を上限として市町村の条例で定めることとされており、当町では、100分の0.2としています。

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 宅地の税負担の調整措置について

税負担の調整措置については、平成9年度から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を課税の公平の観点から均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

負担水準の均衡化・適正化にこれまで取り組んできた結果、ある程度、負担水準の均衡化が図られましたが、依然として地域や土地によってはばらつきが残っているため、平成21年度に創設された条例減額制度により、負担水準の均衡化を一層促進する措置が現在講じられています。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

① 商業地等

ア 負担水準が70%を超える土地については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とします。

イ 負担水準が 60%以上 70%以下の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 本来の課税標準額が以下の額を超える場合には、以下の額が 29 年度の課税標準額となります。

$$28 \text{ 年度の課税標準額} + \text{本来の課税標準額} \times 5\%$$

ただし、上記により計算した額が、本来の課税標準額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

住宅用地特例については、現行制度から変更ありません。

(2) 農地（一般農地及び一般市街化区域農地）

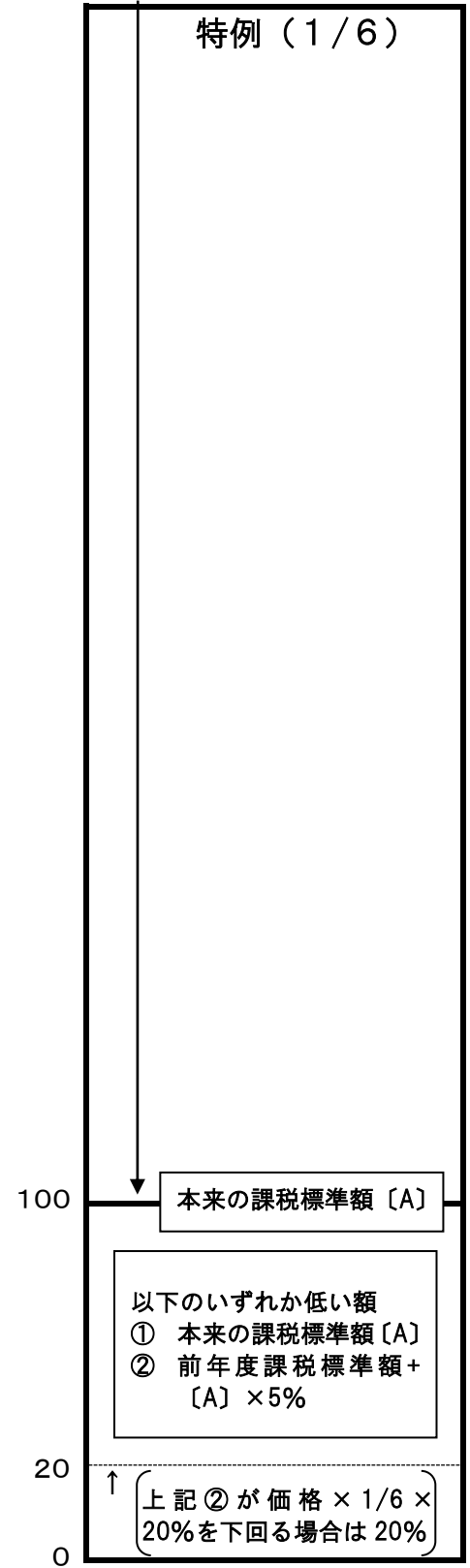
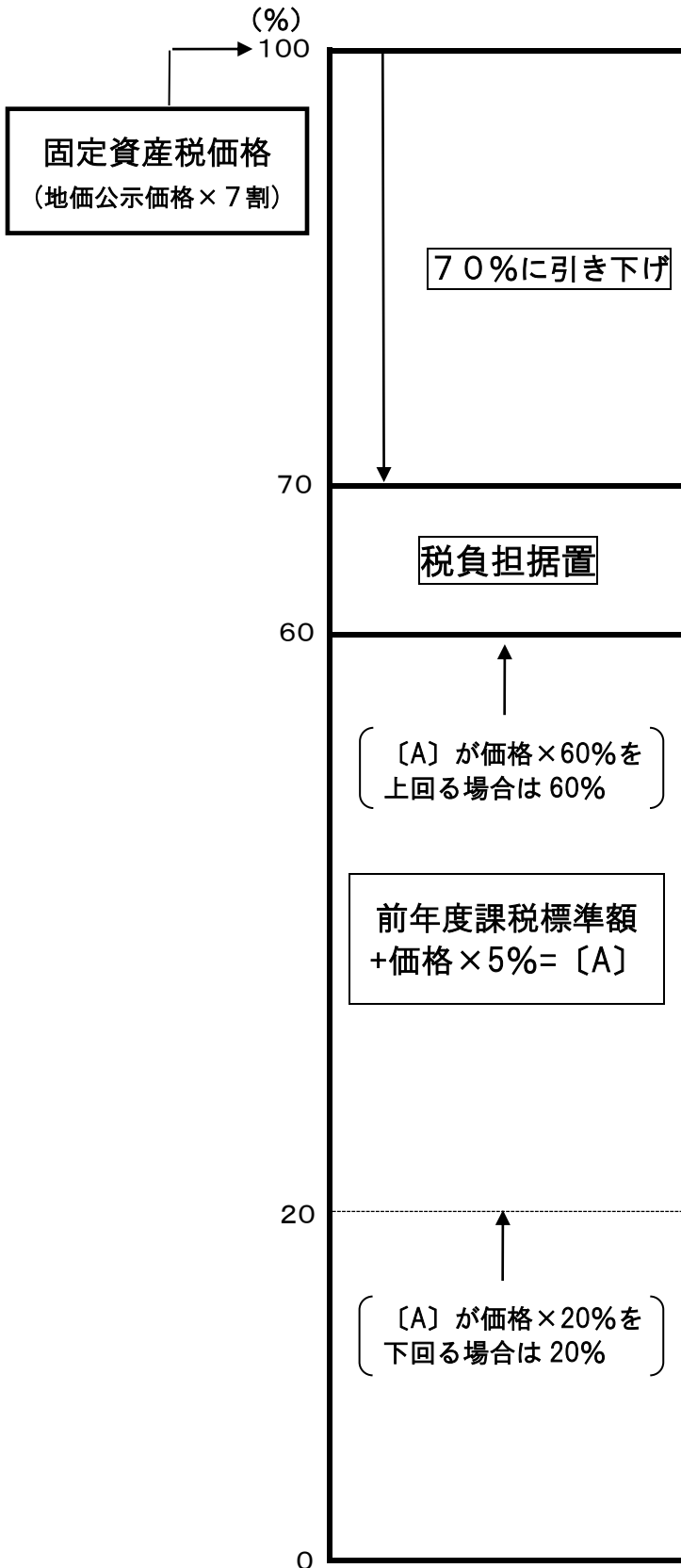
前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続します。（一般市街化区域農地に関する特例率（1/3）も継続します。）

2. 都市計画税の税負担の調整措置

都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。

商業地等の宅地

小規模住宅用地



3. 納税義務者数（現年課税分）の推移

年度 区分	25		26		27		28		29	
	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)
固定資産税	8,817	100	8,920	101	8,939	100	8,988	101	8,998	100
都市計画税	6,693	100	6,691	100	6,696	100	6,686	100	6,689	100

資料：当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移

年度 区分	25		26		27		28		29	
	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)
土地(筆)	25,331	100	25,256	100	25,004	99	25,079	100	25,173	100
家屋(棟)	7,846	100	7,868	100	7,900	100	7,924	100	7,953	100

資料：各年度 概要調書第2表、第22表(法定免税点以上のもの)

5. 調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移

（単位：千円・％）

年度 区分		24				25				26			
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	285,401	278,091	98.2	98.4	277,327	271,545	97.2	97.6	293,071	286,818	105.7	105.6
	家屋	482,748	470,383	91.6	91.8	448,262	438,917	92.9	93.3	485,826	475,459	108.4	108.3
	小計	768,149	748,474	94.0	94.2	725,589	710,462	94.5	94.9	778,897	762,277	107.3	107.3
	償却資産	338,056	338,056	101.1	101.1	350,155	350,155	103.6	103.6	397,152	397,152	113.4	113.4
	合計	1,106,205	1,086,530	96.2	96.4	1,075,744	1,060,617	97.2	97.6	1,176,049	1,159,429	109.3	109.3
都市計画税	土地	42,638	41,879	98.5	98.7	41,617	41,032	97.6	98.0	43,909	43,288	105.5	105.5
	家屋	52,218	51,290	91.0	91.2	48,250	47,571	92.4	92.7	53,063	52,313	110.0	110.0
	合計	94,856	93,169	94.4	94.6	89,867	88,603	94.7	95.1	96,972	95,601	107.9	107.9

年度 区分		27				28				29			
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	379,455	370,725	129.5	129.3	380,416	373,252	100.3	100.7	383,551		100.8	
	家屋	471,403	460,557	97.0	96.9	494,698	485,382	104.9	105.4	501,079		101.3	
	小計	850,858	831,282	109.2	109.1	875,114	858,634	102.9	103.3	884,630		101.1	
	償却資産	403,540	403,540	101.6	101.6	438,477	438,477	108.7	108.7	428,640		97.8	
	合計	1,254,398	1,234,822	106.7	106.5	1,313,591	1,297,111	104.7	105.0	1,313,270		100.0	
都市計画税	土地	57,038	56,147	129.9	129.7	56,873	56,159	99.7	100.0	57,165		100.5	
	家屋	51,854	51,045	97.7	97.6	54,729	54,043	105.5	105.9	55,455		101.3	
	合計	108,892	107,192	112.3	112.1	111,602	110,202	102.5	102.8	112,620		100.9	

資料：決算統計（平成24年度～平成28年度）、当初賦課実績（平成29年度）

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

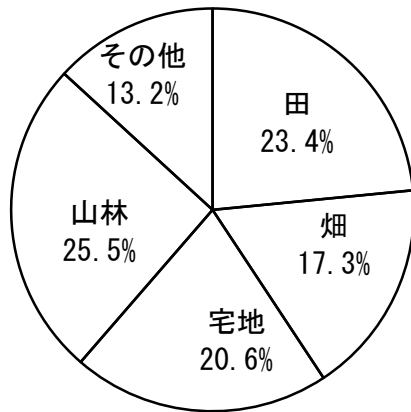
区分 個人 法人の別	総 数 (人)	法定免税点 未満のもの (人)	法定免税点 以上のもの (人)
個人	7,912	1,638	6,274
法人	358	107	251
計	8,270	1,745	6,525

資料：平成29年度概要調書第1表

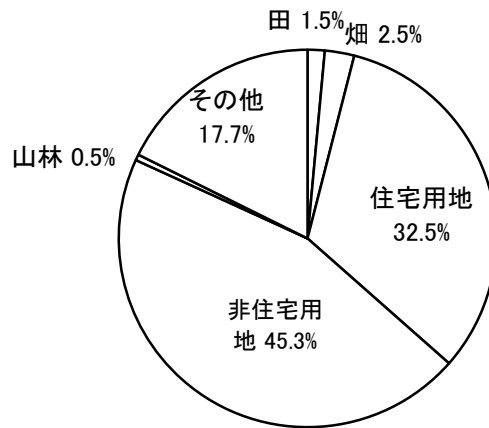
■ 価格等に関する調

区分 地目	地積				
	非課税地積 (㎡) (ア)	評価総地積 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ウ)	法定免税点 以上のもの (イ) - (ウ) (㎡) (エ)	
田	一般田	23,441	3,319,405	275,697	3,043,708
	市街化区域田	191	24,790	19	24,771
畑	一般畑	8,760	2,305,240	230,937	2,074,303
	市街化区域畑	2,213	156,700	157	156,543
宅地	小規模住宅用地		1,346,304	42,279	1,304,025
	一般住宅用地		674,055	1,055	673,000
	商業地等		924,510	317	924,193
	計	143,325	2,944,869	43,651	2,901,218
塩田					
鉱泉地					
池沼	68,135				
山林	一般山林	131,948	3,366,049	416,372	2,949,677
	介在山林	1,212	264,315	27,577	236,738
牧場					
原野	37,724	426,127	114,599	311,528	
雑種地	ゴルフ場の用地				
	遊園地等の用地				
	鉄軌道用地		324,051	3	324,048
	その他の雑種地	271,005	1,129,445	74,505	1,054,940
	計	271,005	1,453,496	74,508	1,378,988
その他	4,061,055				
合計	4,749,009	14,260,991	1,183,517	13,077,474	

地積による地目別構成比



課税標準額による地目別構成比
(法定免税点以上のもの)



総額 (千円) (オ)	決定価格			筆数			単当たり価格		
	法定免税点 未満のもの (千円) (カ)	法定免税点 以上のもの (オ)-(カ) (千円) (キ)	(キ)に係る 課税標準額 (千円) (ク)	非課税 筆数 (筆) (ケ)	評価総筆数 (筆) (コ)	法定免税点 未満のもの (筆) (サ)	法定免税点 以上のもの (コ)-(サ) (筆) (シ)	平均価格 (オ)/(イ) (円/㎡) (ス)	最高価格 (円/㎡) (セ)
347,650	28,810	318,840	318,840	80	3,993	450	3,543	105	113
249,681	294	249,387	83,129	1	58	1	57	10,072	27,648
138,955	13,883	125,072	125,072	23	2,691	340	2,351	60	61
1,862,046	1,356	1,860,690	564,944	3	372	5	367	11,883	35,000
36,022,732	415,376	35,607,356	5,934,556		7,542	437	7,105	26,757	61,775
8,915,081	8,751	8,906,330	2,968,776		3,930	39	3,891	13,226	61,775
17,763,174	3,324	17,759,850	12,402,802		1,362	20	1,342	19,214	68,100
62,700,987	427,451	62,273,536	21,306,134	186	12,834	496	12,338	21,292	68,100
				17					
163,361	19,783	143,578	143,578	122	2,843	637	2,206	49	51
12,265	1,280	10,985	10,985	3	367	53	314	46	46
19,176	5,157	14,019	14,019	113	1,643	414	1,229	45	45
877,791	8	877,783	614,448		1,234	1	1,233	2,709	3,010
5,983,352	31,499	5,951,853	4,211,632	864	2,108	573	1,535	5,298	60,563
6,861,143	31,507	6,829,636	4,826,080	864	3,342	574	2,768	4,720	60,563
				7,880					
72,355,264	529,521	71,825,743	27,392,781	9,292	28,143	2,970	25,173	5,074	

資料：平成29年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調（法定免税点以上）

地区別	区分	地積 (㎡) (ア)	決定価格 (千円) (イ)	課税標準額 (千円) (ウ)	単位当り価格		最高価格地 の所在地
					平均価格 (イ) / (ア) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
商業地区	繁華街						
	高度商業地区						
	普通商業地区	184,183	5,857,816	3,686,456	31,804	68,100	中央台2丁目
	計	184,183	5,857,816	3,686,456	31,804	68,100	
住宅地区	併用住宅地区						
	高級住宅地区						
	普通住宅地区	1,573,385	46,160,265	13,100,211	29,338	53,955	中央台1丁目
	計	1,573,385	46,160,265	13,100,211	29,338	53,955	
工業地区	大工業地区						
	中小工業地区						
	家内工業地区						
	計	0	0	0	0	0	
村落地区	集団地区						
	村落地区	1,135,400	10,228,238	4,502,326	9,008	42,596	中川 堤下広町
	計	1,135,400	10,228,238	4,502,326	9,008	42,596	
	観光地区						
	農業用施設の用に供する宅地	8,250	27,217	17,141	3,299	4,003	柏木 谷津下
	生産緑地地区内の宅地						
	合計	2,901,218	62,273,536	21,306,134	21,465		

資料：平成29年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	提 示 平 均 価 額 (円)	
納 税 義 務 者(人)		7,203	168	7,035		
棟 数 (棟)	木 造	6,415	227	6,188	木造家屋	
	非木造	1,779	14	1,765	非木造家屋	
	計	8,194	241	7,953	$\frac{\text{単位当り価格}}{\text{提示平均価額}}$	
床 面 積 (㎡)	木 造	669,848	8,409	661,439	木造家屋	
	非木造	487,799	360	487,439	非木造家屋	
	計	1,157,647	8,769	1,148,878		
決 定 価 格 (千円)	木 造	16,382,777	12,460	16,370,317	実 際 免 税 点 の 額 200,000円	
	非木造	20,423,490	1,487	20,422,003		
	計	36,806,267	13,947	36,792,320		
単 位 当 り 価 格 (円)	木 造	24,457	1,482	24,750		
	非木造	41,869	4,131	41,897		
	計	31,794	1,590	32,025		

資料：平成29年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況（現年課税分）の推移

年度	増減 項目	新 増 築			減 少		
		木 造	非 木 造	計	木 造	非 木 造	計
25	棟数（棟）	67	17	84	68	6	74
	面積（㎡）	7,379	2,549	9,928	5,159	703	5,862
	㎡当り単価 （円）	62,431	72,711	65,070	10,858	39,395	14,280
	決定価格 （千円）	460,676	185,340	646,016	56,017	27,695	83,712
26	棟数（棟）	63	33	96	68	12	80
	面積（㎡）	7,408	27,401	34,809	5,124	1,039	6,163
	㎡当り単価 （円）	62,337	80,389	76,547	11,362	43,411	16,765
	決定価格 （千円）	461,791	2,202,726	2,664,517	58,218	45,104	103,322
27	棟数（棟）	68	16	84	60	15	75
	面積（㎡）	8,380	4,044	12,424	3,936	1,941	5,877
	㎡当り単価 （円）	69,596	58,235	65,898	12,239	11,698	12,060
	決定価格 （千円）	583,216	235,501	818,717	48,172	22,706	70,878
28	棟数（棟）	51	9	60	56	8	64
	面積（㎡）	7,291	1,029	8,320	3,870	719	4,589
	㎡当り単価 （円）	70,178	78,772	71,241	15,335	49,680	20,716
	決定価格 （千円）	511,671	81,056	592,727	59,345	35,720	95,065
29	棟数（棟）	58	10	68	64	8	72
	面積（㎡）	6,922	2,572	9,494	4,333	3,890	8,223
	㎡当り単価 （円）	67,408	71,978	68,646	9,800	33,446	20,986
	決定価格 （千円）	466,599	185,128	651,727	42,463	130,105	172,568

資料：各年度 概要調書第31表～第34表

10. 都市計画税に関する調（法定免税点以上）

区 分		価格等	地 積 (千㎡)	決 定 価 格	課 税 標 準 額
			床面積 (㎡)	(千円)	(千円)
土 地	宅 地 等	宅 地	1,784	52,549,700	24,392,986
		そ の 他	598	4,464,903	3,123,199
		小 計	2,382	57,014,603	27,516,185
	農 地	181	2,110,077	1,066,474	
	計	2,563	59,124,680	28,582,659	
家 屋	木 造 家 屋	478,010	12,650,713	12,650,713	
	非 木 造 家 屋	328,371	15,209,646	15,209,646	
	計	806,381	27,860,359	27,860,359	
合 計				86,985,039	56,443,018

資料：平成29年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例 規定を受けるもの	左記以外のもの	
町長が価格等を決定したもの	構 築 物	5,478,216	5,406,220	35,989	5,370,231
	機 械 及 び 装 置	3,592,467	3,415,156	354,514	3,060,642
	船 舶				
	航 空 機				
	車 両 及 び 運 搬 具	21,212	21,212		21,212
	工 具、器 具 及 び 備 品	1,757,594	1,757,566	270	1,757,296
	調 整 額				
	小 計	10,849,489	10,600,154	390,773	10,209,381
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	19,933,880	18,938,968		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,092,731	1,092,731		
	小 計	21,026,611	20,031,699		
法第743条第1項の規定により都道府県知事が価格等を決定したもの					
合 計		31,876,100	30,631,853		
内 訳	町 分 の 額		30,631,853		
	県 分 の 額				

資料：平成29年度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金の状況

(ア) 調定の状況

(単位：千円・団体)

区 分	価格	算定基準額	金額	団体数
交 付 金	1,508,138	331,663	4,643	1

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区 分			国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅に係るもの	1/6適用			193,995	2,715,900	2,175,900
		1/3適用					
		2/5適用			137,668	1,927,300	1,927,300
	住宅以外のもの						
計			0	0	331,663	4,643,200	4,643,200

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅及び住宅用地

資料：平成29年度概要調書第89表

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格（基準日：各年1月1日）

（単位：円/㎡）

所 在	24	25	26	27	28	29
中央台1丁目14-11			68,700	68,700	68,700	68,900
東酒々井一丁目1-217	63,300	62,600	62,100	62,000	62,000	62,100
中川字苗代場328	59,000	58,100	57,700	57,600	57,600	57,600
本佐倉字北押出し263-196	34,600	33,300	32,200	31,600	31,300	31,300
馬橋字中之尾余673-3（調整区域）	20,400	19,500	18,800	18,300	17,800	17,600
下岩橋字作畑262-7	26,600	25,800	25,300	25,000		
下岩橋字東新田301-4					34,000	34,000
酒々井字上宿1632-7			33,000	32,900	32,900	32,900

■ 県基準地価格（基準日：各年7月1日）

（単位：円/㎡）

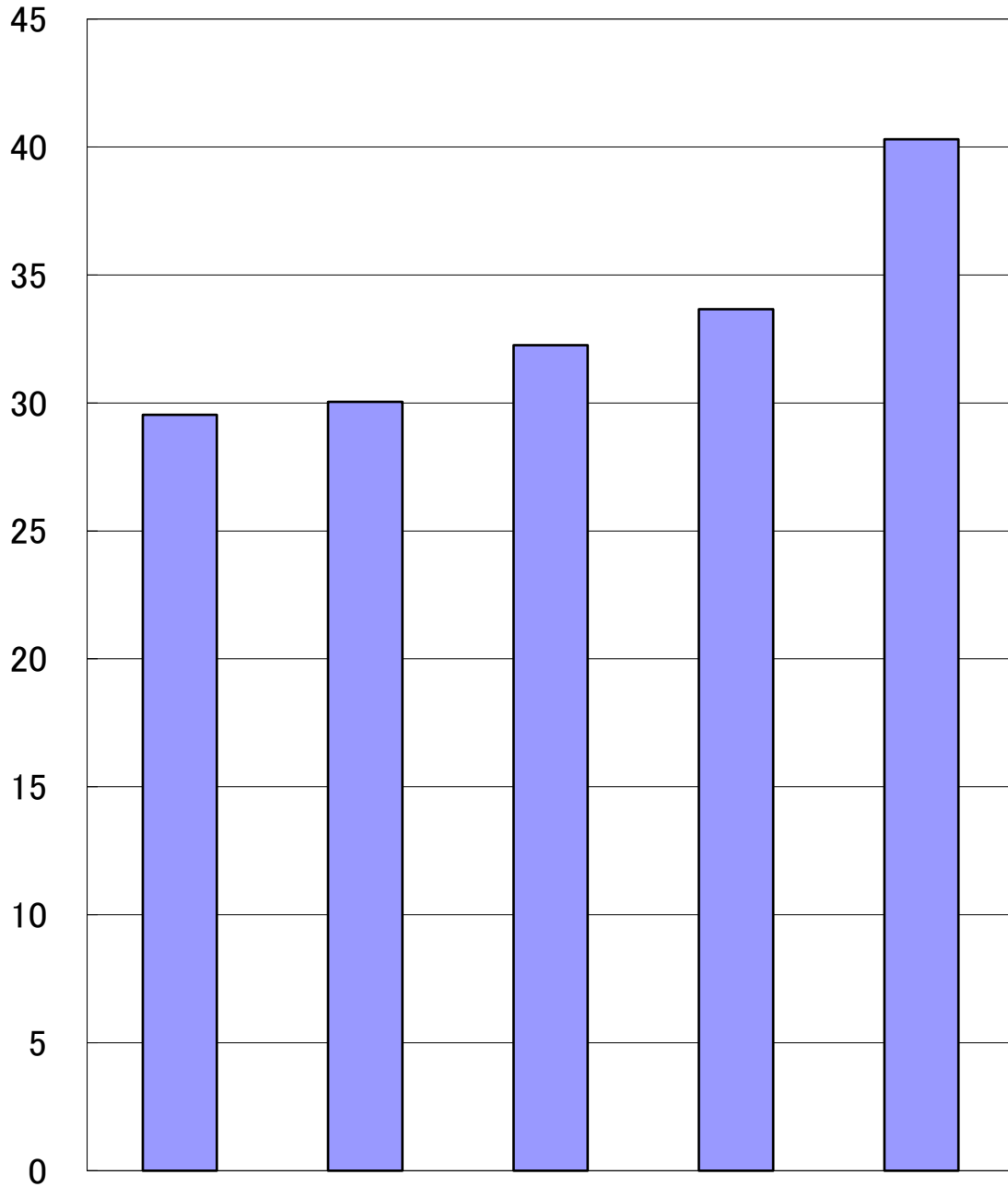
所 在	24	25	26	27	28	29
中央台2丁目14-10	66,600	66,300	66,300	66,300	66,700	66,900
上岩橋字岩崎348-5	48,700	48,300	48,000	47,900	47,800	47,800
東酒々井四丁目4-145	58,200	57,600	57,600	57,600	57,600	57,700
上本佐倉一丁目6-4	31,100	30,000	29,600	29,500	29,500	29,300
尾上字馬場354（調整区域）	8,400	8,200	8,100	8,100	8,100	8,050
中央台1丁目29番4					85,500	85,600

■ 固定資産税基準地等評価額（平成29年1月1日）

基 準 地 の 所 在	評価額（円/㎡）
酒々井字横町（町道02-009号線付近）	17,900
酒々井字下宿（県道宗吾酒々井線付近）	23,600
上本佐倉字中宿（町道02-011号線付近）	18,800
本佐倉北押出し（成城台団地）	21,300
本佐倉南押出し（町道3B-080号線付近）	13,300
馬橋字中之尾余（町道3B-141号線付近）	12,200
尾上字柳作（国道296号線付近）	11,900
墨字仲之尾余（町道3B-046号線付近）	5,700
中川字埜原谷津（国道51号線付近）	41,000
上岩橋字中川（町道02-005号線付近）	33,400
柏木字鶴巻（町道01-003号線付近）	11,300
下岩橋字溜ノ台（町道01-001号線付近）	24,800
伊篠字大日（国道51号線付近）	17,500
伊篠新田字井戸台（町道2B-010号線付近）	6,300
上本佐倉一丁目（国道51号線付近）	22,700
東酒々井一丁目（町道01-007号線付近）	53,700
東酒々井三丁目（町道2B-065号線付近）	38,500
東酒々井五丁目（町道01-007号線付近）	40,600
中央台1丁目（町道01-006号線付近）	59,500
中央台2丁目（町道02-008号線付近）	47,300
中央台4丁目（町道02-008号線付近）	44,500
ふじき野一丁目（町道2B-288号線付近）	34,200

(3) 軽自動車税

百万円



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算額	29,534	30,039	32,259	33,657	40,299

(単位：千円)

1. 軽自動車税のあらまし

1. 納税義務者

町内に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者（所有権留保付売買があった場合は、購入者が所有者となる。）

2. 課税客体

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などの区分により年税額がそれぞれ確定する。

3. 税 率

		年税額	重課	軽課(平成29年度分の適用)			
原動機付自転車	ア、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	2,000円	初度検査年月から13年超の車両	初度検査H28.4からH29.3までの車両			
	イ、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	2,000円		電気自動車等	ガソリン車・ハイブリッド車		
	ウ、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400円			平成32年度燃費基準+20%達成車(貨物用は平成27年度燃費基準+35%達成車)	平成32年度燃費基準達成車(貨物用は平成27年度燃費基準+15%達成車)	
	エ、三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700円					
軽自動車及び小型特殊自動車	ア、二輪のもの(側車付のものを含む。)	3,600円					
	イ、三輪のもの	3,900円 ※3,100円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	
	ウ、四輪以上のもの 乗用のもの	営業用	6,900円 ※5,500円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円 ※7,200円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物のもの	営業用	3,800円 ※3,000円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円 ※4,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円
エ、小型特殊自動車、農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車を含む。)	2,400円						
その他のもの	5,900円						
二輪の小型自動車		6,000円					

※印 年税額は、平成27年3月31日以前に最初(新車)の新規検査をした車両に適用

4. 納 税

- (1) 賦課期日：4月1日
- (2) 納 期：5月16日～5月31日
- (3) 徴収方法：口座振替及び納税通知書による普通徴収

2. 軽自動車税に関する調（定期分）

年 度		24					25					
		(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	
車 種		保 有	官 公	課税免	課 税		保 有	官 公	課税免	課 税		
		台 数	署 分	除台数	台 数		台 数	署 分	除台数	台 数		台 数
		(千円)					(千円)					
原 動 機 付 自 転 車	5 0cc 以下	1,147	0	0	1,147	1,147	1,114	0	0	1,114	1,114	
	ミ ニ カ ー	16	0	0	16	40	19	0	0	19	47	
	9 0cc 以下	44	0	0	44	53	44	0	0	44	53	
	1 2 5cc 以下	102	0	0	102	163	116	0	0	116	186	
	小 計	1,309	0	0	1,309	1,403	1,293	0	0	1,293	1,400	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二 輪 車	212	0	0	212	509	215	0	0	215	516	
	三 輪 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	四輪乗用	営業用	4	0	0	4	22	7	0	0	7	39
		自家用	3,303	7	0	3,296	23,731	3,341	7	0	3,334	24,005
	四輪貨物	営業用	47	0	0	47	141	46	0	0	46	138
		自家用	935	3	0	932	3,728	939	3	0	936	3,744
	農 耕 用	180	0	0	180	288	181	0	0	181	289	
	小型特殊1,000cc以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特殊作業用	23	3	0	20	64	20	3	0	17	57	
小 計	4,704	13	0	4,691	28,483	4,749	13	0	4,736	28,788		
二輪の小型自動車		227	0	0	227	908	230	0	0	230	920	
合 計		6,240	13	0	6,227	30,794	6,272	13	0	6,259	31,108	
対前年比	税額 (%)	100.3%					101.0%					
	台数(d)(%)	99.2%					100.5%					

26					27					28				
(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)	(a) 保有 台数	(b) 官署 分	(c) 公課 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)	調定額 (千円)
1,133	0	0	1,133	1,133	1,099	0	1	1,098	1,098	1,043	0	1	1,042	2,084
20	0	0	20	50	20	0	0	20	50	20	0	0	20	74
42	0	0	42	50	40	0	0	40	48	36	0	0	36	72
117	0	0	117	187	127	0	0	127	203	134	0	0	134	322
1,312	0	0	1,312	1,420	1,286	0	1	1,285	1,399	1,233	0	1	1,232	2,552
244	0	0	244	586	231	0	0	231	554	220	0	0	220	792
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	7	39	9	0	2	7	38	11	0	2	9	50
3,579	7	0	3,572	25,718	3,810	8	65	3,753	27,021	3,979	8	65	3,906	31,011
46	0	0	46	138	39	0	1	38	114	40	0	1	39	121
922	4	0	918	3,672	920	4	9	915	3,660	932	4	5	923	4,317
183	0	0	183	293	182	0	0	182	291	185	0	0	185	444
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	3	0	7	33	7	3	3	7	33	18	3	0	15	89
4,991	14	0	4,977	30,479	5,198	15	80	5,133	31,711	5,385	15	73	5,297	36,824
231	0	0	231	924	240	0	0	240	960	249	0	0	249	1,494
6,534	14	0	6,520	32,823	6,724	15	81	6,658	34,070	6,867	15	74	6,778	40,870
105.5%					103.8%					120.0%				
104.2%					102.1%					101.8%				

各年4月1日現在

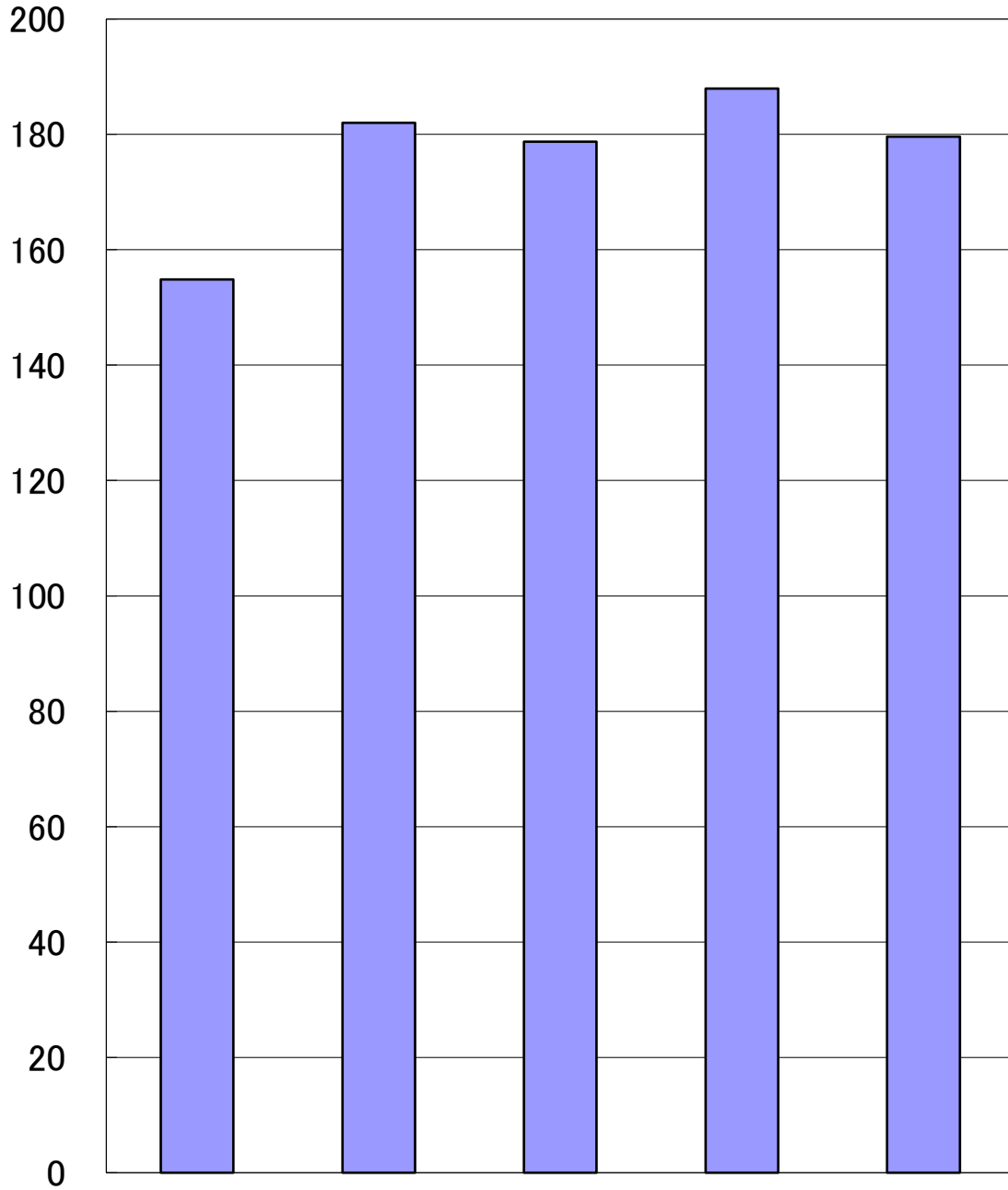
※平成28年度以降の四輪車の
内訳は次ページ参照

2. 軽自動車税に関する調（定期分つづき）

年 度		28					調定額 (千円)
		(a) 保有 台数	(b) 官公 署分	(c) 課税免 除台数	(a)-(b) -(c) 課税 台数 (d)		
車 種	乗用 貨物用	乗用		貨物用			
		営業用	自家用	営業用	自家用		
一 般	四（標準税率） 車	乗用		貨物用			
		営業用	10	0	1	9	50
		自家用	3,011	8	50	2,953	21,262
		自家用	571	4	3	564	2,256
	四（新税率） 車	乗用		貨物用			
		営業用	0	0	0	0	0
		自家用	32	0	0	32	346
		自家用	35	0	0	35	175
	四（重課） 車	乗用		貨物用			
		営業用	1	0	1	0	0
		自家用	542	0	9	533	6,876
		自家用	300	0	2	298	1,788
	四（75%軽課） 車	乗用		貨物用			
		営業用	0	0	0	0	0
		自家用	0	0	0	0	0
		自家用	0	0	0	0	0
	四（50%軽課） 車	乗用		貨物用			
		営業用	0	0	0	0	0
		自家用	230	0	2	228	1,231
		自家用	1	0	0	1	3
四（25%軽課） 車	乗用		貨物用				
	営業用	0	0	0	0	0	
	自家用	164	0	4	160	1,296	
	自家用	25	0	0	25	95	

(4) 町たばこ税

百万円



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算額	154,852	182,000	178,742	187,928	179,632

(単位：千円)

1. 町たばこ税のあらまし

1. 納税義務者

たばこを喫煙する消費者が負担し、日本たばこ産業(株)・TSネットワーク(株)・太豊通商(株)の卸売販売業者などが納税義務者

2. 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

3. 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

4. 税 率

(1) 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円

(2) 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円

※平成28年4月1日税率改正

(エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの6銘柄)

5. 納 税

日本たばこ産業(株)やTSネットワーク(株)などの卸売販売業者が毎月1日から月末までの間の課税標準数量、税額などを申告して納税します。

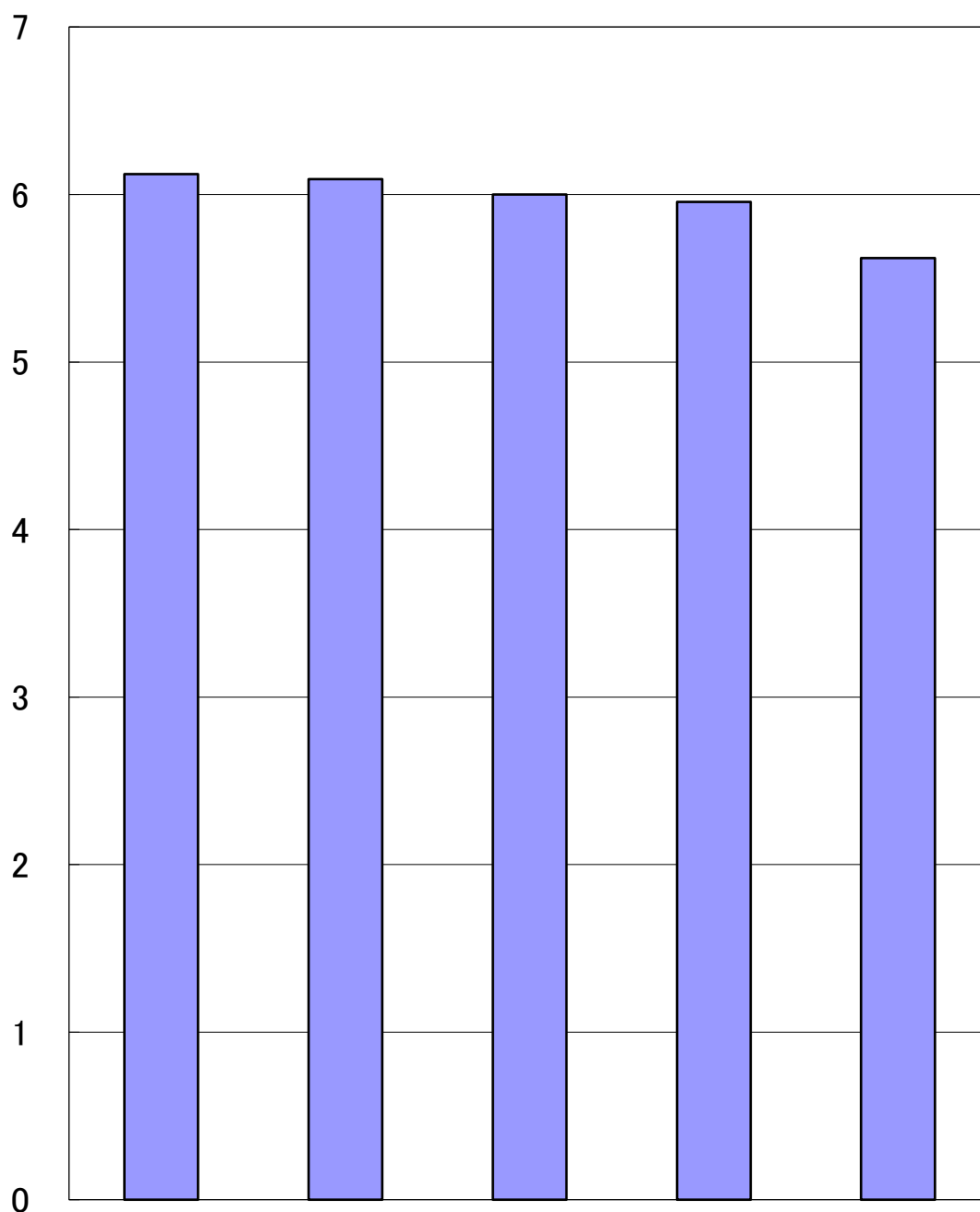
2. 町たばこ税の推移

年度 項目	22	23	24	25	26	27	28
売渡本数 (千本)	465 32,478	862 31,470	1,119 34,121	1,451 34,502	1,571 33,398	1,632 35,154	1,513 33,467
税率	2,190 /1,000 4,618 /1,000	2,190 /1,000 4,618 /1,000	2,190 /1,000 4,618 /1,000	2,495 /1,000 5,262 /1,000	2,495 /1,000 5,262 /1,000	2,495 /1,000 5,262 /1,000	2,925 /1,000 5,262 /1,000
税額 (千円)	875 119,201	1,888 145,326	2,452 153,183	3,584 179,659	3,919 175,743	4,073 184,979	4,345 176,104
合計税額(千円)	120,076	147,214	155,635	183,243	179,662	189,052	180,449
返還控除税額(千円)	1,045	601	783	1,243	920	1,124	843
手持ち品課税額(千円)	2,576						26
差引調定額(千円)	121,607	146,613	154,852	182,000	178,742	187,928	179,632

※ 項目の売渡本数、税率、税額欄の上段の数値は旧3級品のたばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

(5) 国民健康保険税

億円



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算額	612,153	609,170	600,052	595,625	562,125

(単位：千円)

1. 国民健康保険税のあらまし

1. 納税義務者

- ① 国民健康保険税は、町内に住所がある国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。
- ② 世帯主が社会保険等他の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。(擬制世帯主といいます。)

2. 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し、基礎課税額（医療分）、後期高齢者医療支援金課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）のそれぞれの合計額が国民健康保険税額になります。

① 基礎課税額

加入者それぞれの所得、資産、加入者数に応じて計算した額に1世帯あたりの平等割額を合計した額です。

② 後期高齢者医療支援金課税額

加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額です。

③ 介護納付金課税額

加入者のうち介護保険第2号被保険者（年齢が40歳から65歳未満の方）のそれぞれの所得及び人数に応じて計算し合計した額です。

区 分	課 税 対 象		税 率 等		
			基礎課税額	後期高齢者医療支援金課税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額（注）	×	5.6/100	2.7/100	1.4/100
資産割	今年度の土地・家屋に係る固定資産税額	×	25.0/100		
均等割	国保加入者数	×	23,000円	6,400円	13,000円
平等割	国保加入世帯1世帯当り		31,200円		
課税限度額			470,000円	120,000円	90,000円

3. 賦課期日 4月1日

4. 納期限等

① 普通徴収

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限	7月31日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月末日

② 特別徴収（年金引き落とし）

時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月

2. 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

区 分		年 度		
		25	26	
町の世帯数（世帯） A		9,400	9,509	
町の人口（人） B		21,464	21,482	
国保加入世帯数（世帯） C		3,667	3,754	
Cの被保険者数（人） D		6,532	6,577	
加入割合（％） C / A		39	39	
加入割合（％） D / B		30	31	
課税内訳	所得割総額（千円）	基礎	239,684	261,232
		支援金	115,561	125,950
		介護	22,251	27,276
	資産割総額（千円）	基礎	37,197	37,824
	被保険者均等割総額（千円）	基礎	132,485	119,365
		支援金	36,865	33,214
		介護	25,003	21,659
	世帯別平等割総額（千円）	基礎	90,280	82,228
	計（千円）	基礎	499,646	500,649
支援金		152,426	159,164	
介護		47,254	48,935	
税率	所得割	基礎	5.6/100	5.6/100
		支援金	2.7/100	2.7/100
		介護	1.4/100	1.4/100
	資産割	基礎	25.0/100	25.0/100
	被保険者均等割（円）	基礎	23,000	23,000
		支援金	6,400	6,400
		介護	13,000	13,000
世帯別平等割（円）	基礎	31,200	31,200	
課税限度額（円）	基礎	470,000	470,000	
	支援金	120,000	120,000	
	介護	90,000	90,000	
所得割の按分基礎		法第703条の4第6項の総所得金額（ただし書方式）		同 左
資産割の按分基礎		固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額		同 左

(単位：千円・％・世帯・人)

27	28	29
9,526	9,584	9,665
21,321	21,189	21,075
3,720	3,601	3,354
6,399	6,085	5,691
39	38	35
30	29	27
245,839	236,179	188,856
118,529	113,871	85,055
23,796	20,114	15,145
39,323	37,817	31,562
119,190	144,578	102,244
33,166	40,230	28,451
21,204	24,479	16,319
88,736	112,250	77,705
493,088	530,824	400,367
151,695	154,101	113,506
45,000	44,593	31,464
5.6/100	5.6/100	5.6/100
2.7/100	2.7/100	2.7/100
1.4/100	1.4/100	1.4/100
25.0/100	25.0/100	25.0/100
23,000	23,000	23,000
6,400	6,400	6,400
13,000	13,000	13,000
31,200	31,200	31,200
470,000	470,000	470,000
120,000	120,000	120,000
90,000	90,000	90,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

備考：本算定税率試算時の数値より
：平成12年4月1日より介護保険施行
：平成20年4月1日より後期高齢者支援金施行

3. 国民健康保険税決算額の推移

税目	年度 区分	25					26				
		調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比		
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	423,246	382,426	90.4	100.2	基礎	415,923	376,011	90.4	98.3
		支援金	120,314	108,366	90.1	100.0	支援金	118,525	106,665	90.0	98.4
		介護	32,840	27,333	83.2	97.5	介護	31,282	25,671	82.1	93.9
	滞	基礎	196,924	28,552	14.5	98.6	基礎	186,851	31,382	16.8	109.9
		支援金	47,714	6,942	14.5	110.8	支援金	48,243	7,781	16.1	112.1
		介護	25,758	3,469	13.5	100.4	介護	24,715	3,832	15.5	110.5
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	33,476	32,455	97.0	94.4	基礎	31,362	30,078	95.9	92.7
		支援金	9,964	9,639	96.7	92.4	支援金	9,106	8,726	95.8	90.5
		介護	8,198	7,934	96.8	91.4	介護	7,606	7,279	95.7	91.7
	滞	基礎	6,887	1,370	19.9	97.4	基礎	5,594	1,716	30.7	125.3
		支援金	1,790	375	20.9	130.2	支援金	1,665	488	29.3	130.1
		介護	1,471	309	21.0	110.8	介護	1,375	423	30.8	136.9
小計	現	628,038	568,153	90.5	99.4	613,804	554,430	90.3	97.6		
	滞	280,544	41,017	14.6	100.9	268,443	45,622	17.0	111.2		
合計	計	908,582	609,170	67.0	99.5	882,247	600,052	68.0	98.5		

4. 平成28年度国民健康保険税の決算状況

税目	区分	予算額	調定額	収入済額	
		一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎 362,307	402,844
		支援金 101,747	114,465	104,390	
		介護 25,152	30,466	25,618	
	滞	基礎 22,343	161,630	28,564	
		支援金 7,133	45,490	8,157	
		介護 2,861	22,354	3,265	
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	25,306	14,609	13,914
		支援金	7,105	4,235	4,031
		介護	3,846	3,455	3,295
	滞	基礎	849	3,988	1,675
		支援金	267	1,277	544
	介護	241	995	401	
小計	現	525,463	570,074	519,513	
	滞	33,694	235,734	42,606	
合計	計	559,157	805,808	562,119	

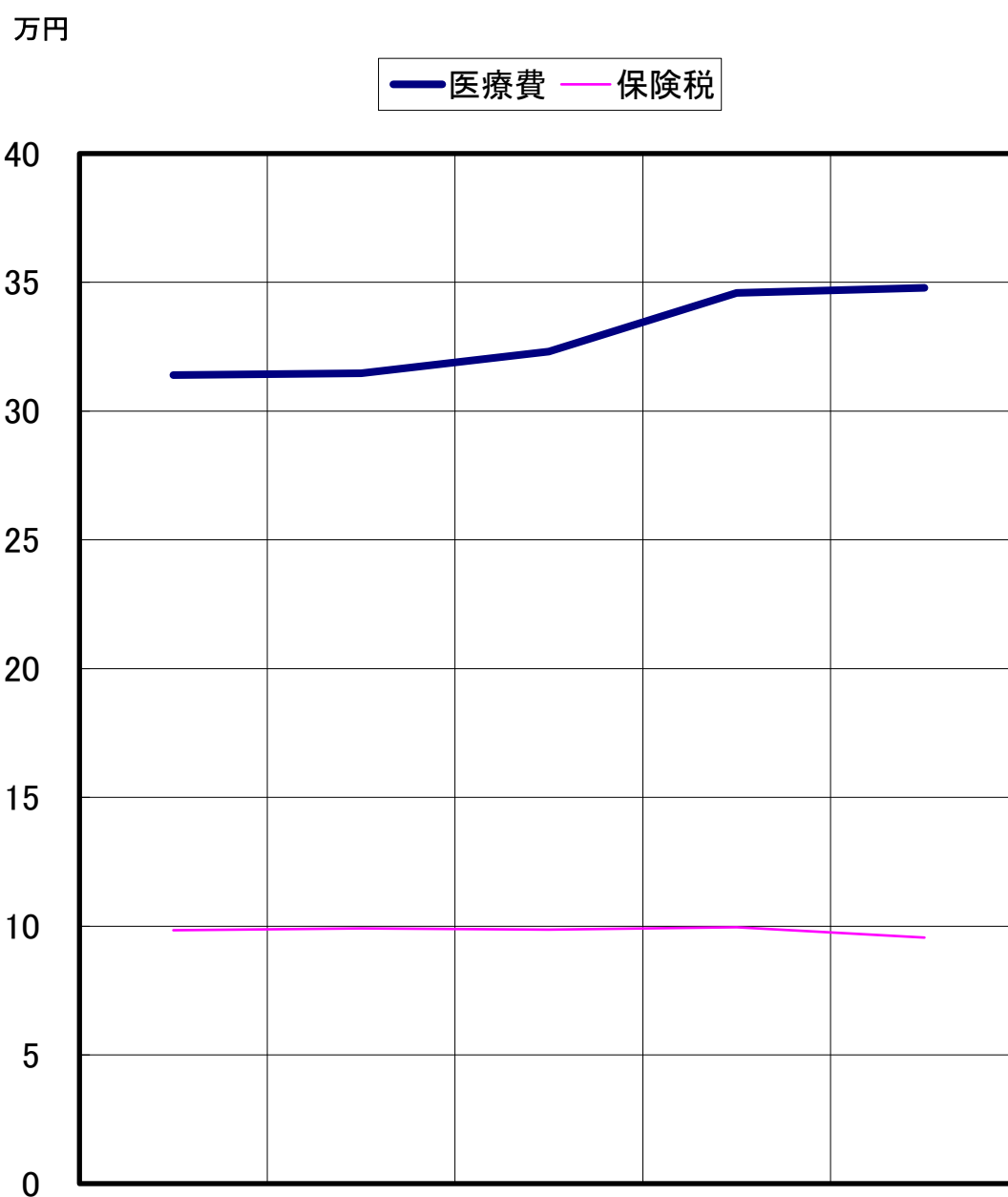
(単位：千円・%)

27					28					平成29年度 当初予算額	
調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比				
基礎	419,542	380,416	90.7	101.2	基礎	402,844	368,265	91.4	96.8	基礎	385,496
支援金	119,739	108,110	90.3	101.4	支援金	114,465	104,390	91.2	96.6	支援金	110,522
介護	31,898	26,566	83.3	103.5	介護	30,466	25,618	84.1	96.4	介護	27,363
基礎	174,501	32,723	18.8	104.3	基礎	161,630	28,564	17.7	87.3	基礎	20,214
支援金	47,741	9,122	19.1	117.2	支援金	45,490	8,157	17.9	89.4	支援金	6,663
介護	23,729	3,885	16.4	101.4	介護	22,354	3,265	14.6	84.0	介護	2,897
基礎	22,828	21,856	95.7	72.7	基礎	14,609	13,914	95.2	63.7	基礎	13,900
支援金	6,483	6,180	95.3	70.8	支援金	4,235	4,031	95.2	65.2	支援金	4,329
介護	5,326	5,090	95.6	69.9	介護	3,455	3,295	95.4	64.7	介護	3,089
基礎	4,926	1,104	22.4	64.3	基礎	3,988	1,675	42.0	151.7	基礎	587
支援金	1,501	313	20.9	64.1	支援金	1,277	544	42.6	173.8	支援金	184
介護	1,217	260	21.4	61.5	介護	995	401	40.3	154.2	介護	150
605,816	548,218	90.5	98.9	570,074	519,513	91.1	94.8			544,699	
253,615	47,407	18.7	103.9	235,734	42,606	18.1	89.9			30,695	
859,431	595,625	69.3	99.3	805,808	562,119	69.8	94.4			575,394	

(単位：円・%)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成26年度収納率	平成26年度収納率
	34,579	91.42	90.40	90.40
	10,075	91.20	89.99	89.99
	4,848	84.09	82.06	82.06
17,737	115,329	17.67	16.79	16.79
4,300	33,033	17.93	16.13	16.13
2,613	16,476	14.61	15.50	15.50
	695	95.24	95.91	95.91
	204	95.18	95.82	95.82
	160	95.37	95.70	95.70
805	1,508	42.00	30.68	30.68
213	520	42.60	29.32	29.32
260	334	40.30	30.80	30.80
0	50,561	91.13	90.33	90.33
25,928	167,200	18.07	17.00	17.00
25,928	217,761	69.76	68.01	68.01

5. 国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移



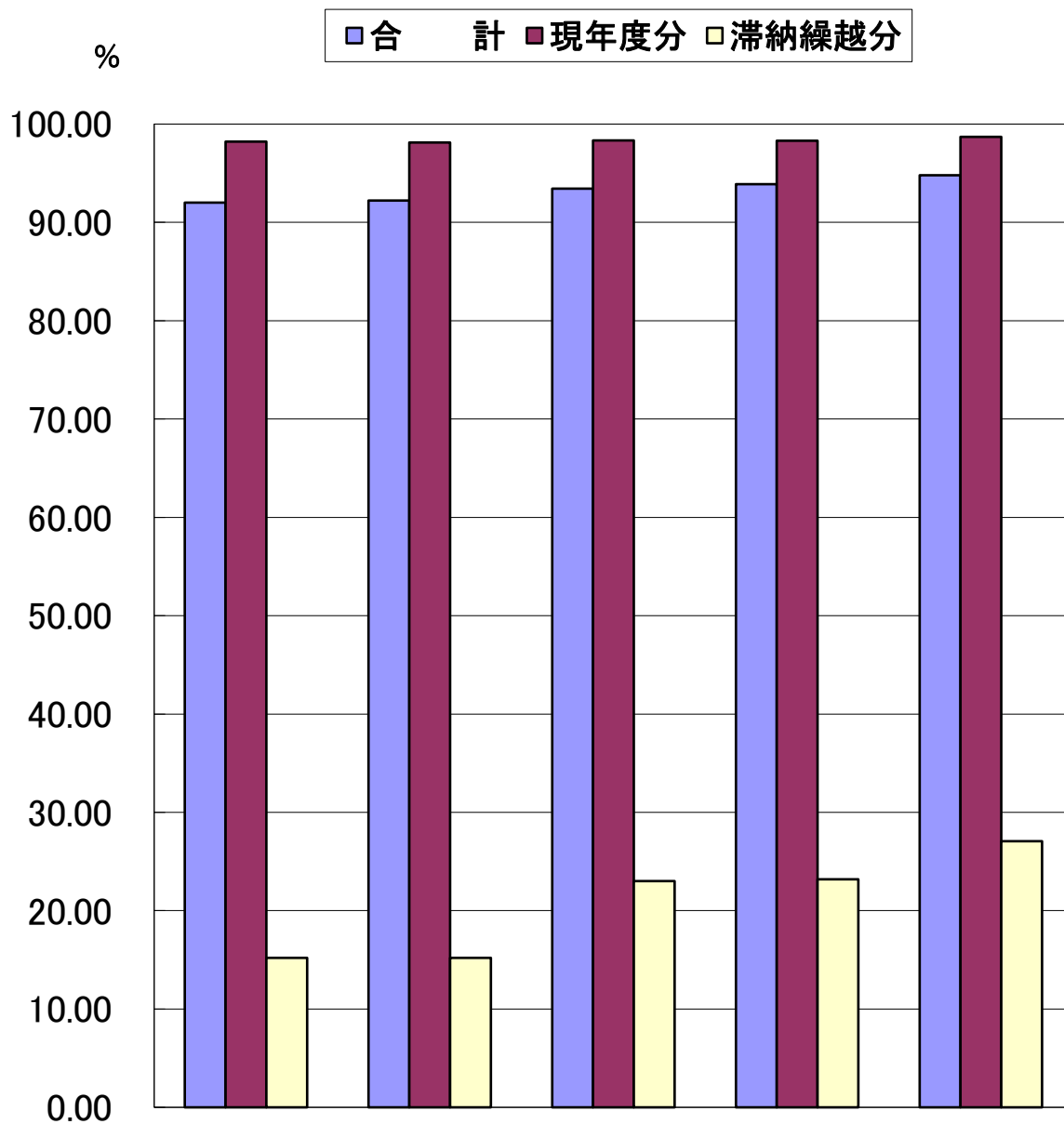
(単位：円)

年度 区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療費	313,991	314,731	323,082	345,934	347,858
保険税	98,456	99,122	98,635	99,559	95,554

※ 医療費は、一部負担金を除いた値。
国保運営協議会の資料を基に作成。

IV 徴 収

(一 般 会 計)



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合 計	92.02	92.22	93.43	93.89	94.81
現 年 度 分	98.22	98.14	98.35	98.31	98.69
滞 納 繰 越 分	15.19	15.21	23.01	23.18	27.08

(単位：%)

1. 町税口座振替状況調

(単位：人・件・%)

年度	区分 税目	納税義務者数 (A)	口座振替依頼数 (B)	口座振替加入率 (B) / (A)	口座振替依頼数 対前年比
平成 27 年度	町・県民税 (普通徴収)	3,712	709	19.10	95.80
	固定資産税 都市計画税	8,939	3,652	40.85	100.55
	軽自動車税	6,658	719	10.80	96.99
	国民健康保険税 (普通徴収)	3,053	1,092	35.77	99.19
	計	22,362	6,172	27.60	99.28
平成 28 年度	町・県民税 (普通徴収)	2,807	544	19.38	76.73
	固定資産税 都市計画税	8,968	3,656	40.77	100.11
	軽自動車税	6,759	696	10.30	96.80
	国民健康保険税 (普通徴収)	3,017	1,051	34.84	96.25
	計	21,551	5,947	27.60	96.35

2. 町税口座振替納付状況調

(単位：円・%)

年度	区分 税目	税 収 入 額 (A)	口座振替納付税額 (B)	口座振替納付税額 の割合 (B) / (A)	口座振替納付税額 対前年比
平成 27 年度	町・県民税 (普通徴収)	421,405,500	100,348,300	23.81	172.84
	固定資産税 都市計画税	1,342,014,251	340,200,500	25.35	102.76
	軽自動車税	32,940,800	3,375,100	10.25	98.50
	国民健康保険税 (普通徴収)	455,762,317	199,535,000	43.78	96.10
	計	2,252,122,868	643,458,900	28.57	112.23
平成 28 年度	町・県民税 (普通徴収)	306,334,600	78,467,945	25.62	78.20
	固定資産税 都市計画税	1,407,311,987	360,529,700	25.62	105.98
	軽自動車税	39,517,400	3,814,300	9.65	113.01
	国民健康保険税 (普通徴収)	519,516,500	182,732,700	35.17	91.58
	計	2,272,680,487	625,544,645	27.52	97.22

3. 督促状発送状況の推移

1. 町民税

(単位：件・%)

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
24	44,399	3,544	7.98
25	43,601	3,610	8.28
26	43,611	3,328	7.63
27	43,794	3,077	7.03
28	45,118	2,417	5.36

2. 固定資産税・都市計画税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
24	35,104	3,899	11.11
25	35,149	3,286	9.35
26	35,577	3,330	9.36
27	35,639	3,286	9.22
28	35,791	3,251	9.08

3. 軽自動車税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
24	6,118	1,172	19.16
25	6,176	1,114	18.04
26	6,444	1,107	17.18
27	6,641	1,035	15.59
28	6,801	1,050	15.44

4. 国民健康保険税

年度 \ 区分	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
24	23,940	5,553	23.20
25	23,438	5,266	22.47
26	22,948	4,915	21.42
27	22,741	4,879	21.45
28	21,774	4,614	21.19

4. 不納欠損額の推移

(単位：人・円)

税目	年度	24		25		26		27		28	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
町民税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	162	9,085,048	180	12,391,540	131	8,725,614	120	7,859,871	106	7,320,018
個人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	159	8,835,048	173	11,932,640	124	8,260,614	115	7,478,071	101	7,048,018
法人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	3	250,000	7	458,900	7	465,000	5	381,800	5	272,000
固定資産税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1,669,372
	滞納繰越分	98	8,944,787	109	8,217,176	85	6,788,597	73	7,455,578	55	4,961,777
軽自動車税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	66	440,600	64	418,400	85	549,600	62	981,700	62	571,500
都市計画税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	7	141,828
	滞納繰越分	98	818,713	109	747,424	85	602,653	73	649,672	55	425,523
特別土地保有税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1,811,200
	滞納繰越分	326	19,289,148	353	21,774,540	301	16,666,464	255	16,946,821	223	13,278,818
国民健康保険税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	333	34,449,216	288	28,090,500	249	27,033,600	187	25,863,900	137	18,550,437
合計	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1,811,200
	滞納繰越分	659	53,738,364	641	49,865,040	550	43,700,064	442	42,810,721	360	31,829,255

5. 滞納繰越収納状況の推移

税 目		年 度		24				25			
		調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比		
町 民 税	個 人	116,983	16,022	13.7	101.3	118,246	16,662	14.1	104.0		
	法 人	2,613	404	15.5	47.6	2,540	501	19.7	124.0		
	小 計	119,596	16,426	13.7	98.5	120,786	17,163	14.2	104.5		
固 資 産 定 税	土 地	28,461	4,941	17.4	81.8	26,267	4,384	16.7	88.7		
	家 屋	44,913	7,797	17.4	76.3	42,457	7,087	16.7	90.9		
	償却資産	0	0	-	-	0	0	-	-		
	小 計	73,374	12,738	17.4	78.4	68,724	11,471	16.7	90.1		
軽 自 動 車 税		4,210	652	15.5	89.4	4,320	765	17.7	117.3		
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.0		0	0	0.0			
都 計 画 市 税	土 地	3,048	522	17.1	80.7	2,779	458	16.5	87.7		
	家 屋	3,451	591	17.1	74.5	3,221	531	16.5	89.8		
	小 計	6,499	1,113	17.1	77.3	6,000	989	16.5	88.9		
計（一般会計分）		203,679	30,929	15.2	88.1	199,830	30,388	15.2	98.3		
国 民 健 康 税 保 險 税	一 般	281,487	38,677	13.7	102.4	270,396	38,963	14.4	100.7		
	退 職	10,447	1,972	18.9	64.1	10,149	2,054	20.2	104.2		
	小 計	291,934	40,649	13.9	99.5	280,545	41,017	14.6	100.9		
合 計		495,613	71,578	14.4	94.2	480,375	71,405	14.9	99.8		

(単位：千円・%)

26				27				28			
調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対前年比
119,288	27,196	22.8	163.2	109,672	25,866	23.6	95.1	101,173	26,784	26.5	103.5
2,126	333	15.7	66.5	2,040	254	12.5	76.3	2,380	560	23.5	220.5
121,414	27,529	22.7	160.4	111,712	26,120	23.4	94.9	103,553	27,344	26.4	104.7
24,170	5,743	23.8	131.0	26,171	6,069	23.2	105.7	24,892	7,070	28.4	116.5
40,067	9,519	23.8	134.3	32,513	7,539	23.2	79.2	32,371	9,194	28.4	122.0
0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
64,237	15,262	23.8	133.0	58,684	13,608	23.2	89.2	57,263	16,264	28.4	119.5
4,452	921	20.7	120.4	4,020	716	17.8	77.7	3,349	782	23.4	109.2
0	0	0.0	/	0	0	0.0	/	0	0	0.0	/
2,505	592	23.6	129.3	2,610	601	23.0	101.5	2,493	712	28.6	118.5
3,028	716	23.6	134.8	2,373	547	23.1	76.4	2,398	685	28.6	125.2
5,533	1,308	23.6	132.3	4,983	1,148	23.0	87.8	4,891	1,397	28.6	121.7
195,636	45,020	23.0	148.2	179,399	41,592	23.2	92.4	169,056	45,787	27.1	110.1
259,808	42,994	16.5	110.3	245,971	45,730	18.6	106.4	229,476	39,988	17.4	87.4
8,634	2,628	30.4	127.9	7,644	1,677	21.9	63.8	6,262	2,621	41.9	156.3
268,442	45,622	17.0	111.2	253,615	47,407	18.7	103.9	235,738	42,609	18.1	89.9
464,078	90,642	19.5	126.9	433,014	88,999	20.6	98.2	404,794	88,396	21.8	99.3

6. 平成29年度納期一覧表

月 別	税 目	期 別	納 期 限
平成29年 4月	○ 固定資産・都市計画税	1期	5月1日
5月	◎ 軽自動車税	全期	5月31日
6月	□ 町 県 民 税	1期	6月30日
7月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	2期 1期	7月31日
8月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	2期 2期	8月31日
9月	☆ 国民健康保険税	3期	10月2日
10月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	3期 4期	10月31日
11月	☆ 国民健康保険税	5期	11月30日
12月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	3期 6期	12月25日
平成30年 1月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	4期 7期	1月31日
2月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	4期 8期	2月28日

V そ の 他

1. 税務証明書等の取扱件数

(単位：件)

種 類		年 度				
		24	25	26	27	28
有 料	所 得 証 明	842	902	911	939	883
	課 税 証 明	953	1,194	1,390	1,497	1,503
	非 課 税 証 明	1,462	1,608	1,652	1,426	1,308
	住 民 税 証 明	135	101	309	457	483
	評 価 証 明	440	398	500	467	411
	資 産 証 明	1	1	2	1	0
	公 課 証 明	151	178	195	174	198
	納 税 証 明	389	437	453	598	550
	閱 覧	221	179	301	226	252
	住 宅 用 家 屋 証 明	78	67	89	65	51
	そ の 他	22	15	15	51	16
小	計	4,694	5,080	5,817	5,901	5,655
無 料	標 識 交 付	275	308	259	263	229
	廃 車 申 告	276	298	289	311	256
	軽 自 納 税 証 明	415	459	380	468	429
	そ の 他	105	73	78	34	39
小	計	1,071	1,138	1,006	1,076	953
合	計	5,765	6,218	6,823	6,977	6,608

※ 「所得証明」には、児童手当用も含む。

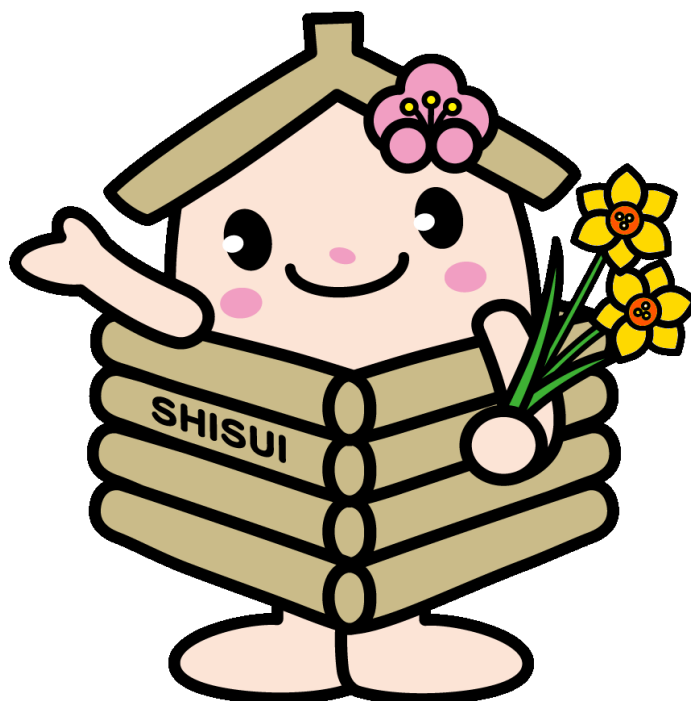
2. 町税徴収経費の推移（一般会計）

区 分		年 度		
		23	24	
収 入 額	町 税 (A)	2,537,524	2,727,162	
	県 民 税	687,725	697,127	
	合 計 (B)	3,225,249	3,424,289	
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	43,093	44,748
		諸 手 当	20,901	21,460
		(1) 超過勤務手当	0	0
		(2) 税務特別手当	0	0
		(3) その他の手当	20,901	21,460
		そ の 他	11,566	12,034
		小 計	75,560	78,242
	需 用 費	旅 費	0	0
		賃 金	789	688
		そ の 他	21,149	20,097
		小 計	21,938	20,785
	報 奨 金 等	納税貯蓄組合補助金	0	0
		納期前納付報奨金	0	0
納 税 奨 励 金		0	0	
そ の 他		0	0	
小 計		0	0	
そ の 他		30,427	31,045	
合 計 (C)		127,925	130,072	
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (D)		30,995	32,151	
(C) - (D) (E)		96,930	97,921	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(C) / (B)	4.0	3.8	
	(E) / (A)	3.8	3.6	
町 税 職 員 数		15	13	
職 員 一 人 当 り の 人 件 費 (F)		5,037	6,019	

(単位：千円・%・人)

25	26	27	28
2,387,115	2,800,052	2,861,538	2,955,731
649,536	746,211	703,138	700,557
3,036,651	3,546,263	3,564,676	3,656,288
48,297	44,815	44,161	42,904
23,091	23,037	23,648	23,370
0	0	0	0
0	0	0	0
23,091	23,037	23,648	23,370
13,296	12,813	13,005	13,055
84,684	80,665	80,814	79,329
0	2	0	0
958	727	1,363	998
18,933	17,257	16,439	16,673
19,891	17,986	17,802	17,671
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
31,270	29,229	37,042	45,046
135,845	127,880	135,658	142,046
31,681	32,923	34,007	31,719
104,164	94,957	101,651	110,327
4.5	3.6	3.8	3.9
4.4	3.4	3.6	3.7
14	14	13	13
6,049	5,762	6,216	6,102

資料：課税状況等調書第39表



酒々井町マスコットキャラクター
井戸っこ（しすいちゃん）

平成29年度
税 務 概 要

発 行 平成29年12月
編 集 酒々井町税務住民課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11
電 話 043(496)1171
FAX 043(496)4541
E-mail zeimu@town.shisui.chiba.jp